

壮瞥町こども計画

令和7年3月

北海道有珠郡壮瞥町

目次

第1章 基本的な考え方	1
第1節 計画の趣旨・目的	1
第2節 計画の位置付け	1
第3節 計画期間	2
第2章 壮瞥町のこどもを取り巻く状況	3
第1節 人口・世帯・出生・婚姻・離婚	3
1 総人口と総世帯の状況	3
2 年齢3区分人口の推移	4
3 人口動態	5
4 世帯類型等の推移	6
5 出生率の推移	7
6 配偶関係の状況	7
7 婚姻・離婚の状況	8
8 女性の就業率の状況	8
9 児童人口の推移	9
10 第2期計画の実績と評価	10
第2節 こども・子育て支援サービスの状況	11
1 教育・保育施設の状況	11
2 地域子ども・子育て支援拠点事業	11
3 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	12
4 母子保健事業	12
5 経済的支援	13
第3節 こども・子育てに関するアンケート調査結果	14
1 ニーズ調査	14
就学前児童保護者の調査結果	
（1）子育て環境について	14
（2）保護者の就労状況について	15
（3）こども誰でも通園制度について	16
（4）子育て全般について	16
小学生児童保護者の調査結果	
（1）保護者の就労状況について	20
（2）子育て全般について	20
2 こどもの生活実態調査	24
子ども（小学校5年生から中学校3年生）の調査結果	
（1）学校への気持ちについて	24
（2）放課後の過ごし方について	25
（3）ヤングケアラーについて	27

(4) 感じていることについて.....	27
保護者の調査結果	
(1) 子育てについて.....	28
(2) 現在の暮らしについて.....	29
(3) 情報の入手手段について.....	29
3 こども・若者の意識や生活等に関する調査.....	30
(1) 日ごろの生活に対する考え方等について.....	30
(2) 悩みごとや相談先について.....	33
(3) 少子化対策について.....	36
(4) 壮瞥町について.....	37
第4節 将来人口推計.....	38
第3章 計画の基本的な方針.....	39
第1節 計画の基本理念.....	39
第2節 計画の基本目標.....	39
基本目標1) こどもの権利を守る.....	39
基本目標2) こども・若者の育ちを支える.....	39
基本目標3) 保護者の子育てを支える.....	39
第3節 まちづくり総合計画の基本構想の実現.....	40
第4章 こども・子育て支援サービスの量の見込み.....	41
第1節 こどものための教育・保育の量の見込み.....	42
第2節 地域子ども・子育て支援事業等の量の見込み.....	43
第3節 区域の設定.....	44
第5章 こども・子育て支援サービスの確保方策.....	45
第1節 関係機関との連携体制の構築.....	45
第2節 各種事業の確保方策.....	46
1 こどものための教育・保育の確保方策.....	46
2 地域子ども・子育て支援事業等.....	46
(1) 利用者支援事業.....	46
(2) 地域子育て支援拠点事業.....	46
(3) 妊婦健康診査.....	46
(4) 妊婦等包括相談支援事業.....	47
(5) 産婦健康診査.....	47
(6) 新生児聴覚検査.....	47
(7) 乳児家庭全戸訪問事業（新生児・産婦訪問）.....	47
(8) 産後ケア事業.....	47
(9) 養育支援訪問事業.....	47
(10) 子育て短期支援事業.....	48
(11) ファミリー・サポート・センター事業.....	48

(12) 一時預かり事業.....	48
(13) 延長保育事業.....	48
(14) 病児保育事業.....	48
(15) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ・放課後子ども教室）	49
(16) 児童育成支援拠点事業.....	49
(17) 親子関係形成支援事業.....	49
(18) 乳児等通園支援事業.....	49
(19) 実費徴収に係る補足給付を行う事業.....	49
(20) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業.....	50
第6章 施策の展開.....	51
第1節 地域における子育ての支援.....	51
1 保育サービスの充実.....	52
2 地域における様々な子育て支援サービスの充実.....	53
3 児童・生徒の健全育成.....	54
第2節 母親と乳幼児等の健康の確保と増進.....	55
1 こどもや母親の健康の確保.....	56
2 食育の推進.....	58
3 小児医療の充実.....	58
第3節 心身健やかな成長に資する教育環境の整備.....	59
1 こどもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備.....	60
2 家庭や地域の教育力の向上.....	61
第4節 こどもと子育て家庭を支援する環境の整備.....	61
1 生活環境の整備.....	62
2 仕事と家庭の両立の推進.....	62
3 こどもの安全を確保するための活動の推進.....	63
第5節 要保護児童等へのきめ細かな取組の推進.....	63
1 児童虐待防止対策の推進.....	64
2 ひとり親家庭等の自立支援の推進.....	64
3 障がい児支援の充実.....	64
第7章 計画の推進.....	65
第1節 計画の推進にあたっての役割分担と連携.....	65
第2節 計画の進行管理.....	65
資料編.....	66

※「こども」と「子ども」の表記について

本計画における「こども」の表記は、こども基本法に倣い、原則として「こども」を用いています。

なお、子ども・子育て支援法における「子ども」等は、法令に根拠がある語を用いる場合や、

既存の事業名や組織名等の固有名詞として用いる場合は「子ども」を用いています。

第1章 基本的な考え方

第1節 計画の趣旨・目的

わが国では、急速な少子化の進行に伴い、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など将来的に社会・経済への影響が深刻化し、出生数も減少しています。その要因として、未婚や共働き世帯の増加、仕事と子育ての両立に対する負担感や子育てに関する不安感、経済的負担などが指摘されています。

国では、令和5年4月に、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくため、こども家庭庁が創設され、「こども基本法」が施行されました。令和5年12月には、従来からあった「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、「こども大綱」に一元化されました。壮瞥町では、平成17年4月に施行された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成17年度に「そうべつ次世代育成支援行動計画（前期計画 H17～H21・後期計画 H22～H26）」を策定し、平成24年8月に制定された「子ども・子育て支援法」に基づき、平成27年4月から「壮瞥町子ども・子育て支援事業計画（第1期計画）」を策定し、子育て支援体制の整備を図ってきました。また、平成22年4月に子育て支援の拠点施設として、そうべつ保育所、子育て支援センター、児童館、児童クラブの4つの機能を持った「そうべつ子どもセンター」を開設し、子育て家庭へ各種サービスを提供してきました。

令和2年3月には「壮瞥町子ども・子育て支援事業計画（第2期計画）」を策定し、教育・保育及び子ども・子育て支援サービスの質を高め、こどもが健やかに成長することができる社会の実現をめざして、子育てに関する支援を推進してきました。

本計画は、令和6年度をもって、計画期間が終了する現行の「壮瞥町子ども・子育て支援事業計画（第2期計画）」に代わり、こども・子育て支援に向けた取組をさらに効果的かつ総合的に推進するため、「子ども・若者計画」、「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」を包含した、「壮瞥町こども計画」（以下「本計画」という。）として策定するものです。

第2節 計画の位置付け

本計画は、令和2年4月に創設の「壮瞥町子ども・子育て支援条例」の基本理念に基づいた計画とするともに、本町が目指す将来像を実現するための政策・施策の方向性を示した「第5次壮瞥町まちづくり総合計画」を上位計画とし、各種関連計画と整合を図り、一体的・総合的に計画を推進します。

また、本計画は、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」であり、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「市町村子ども・若者計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第9条に基づく「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」、少子化社会対策基本法第4条に基づく「少子化に対処するための施策」、成育医療等基本方針に基づく評価指標及び計画策定指針に基づく「成育医療等基本方針に基づく計画」等を包含した一体的な計画として作成するものです。

第3節 計画期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度の5年間とします。

また、5年間の計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合、途中年度において、計画の見直しをするものとします。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
壮瞥町子ども・子育て 支援事業計画（第2期）					壮瞥町こども計画				

第2章 壮瞥町のこどもを取り巻く状況

第1節 人口・世帯・出生・婚姻・離婚

1 総人口と総世帯の状況

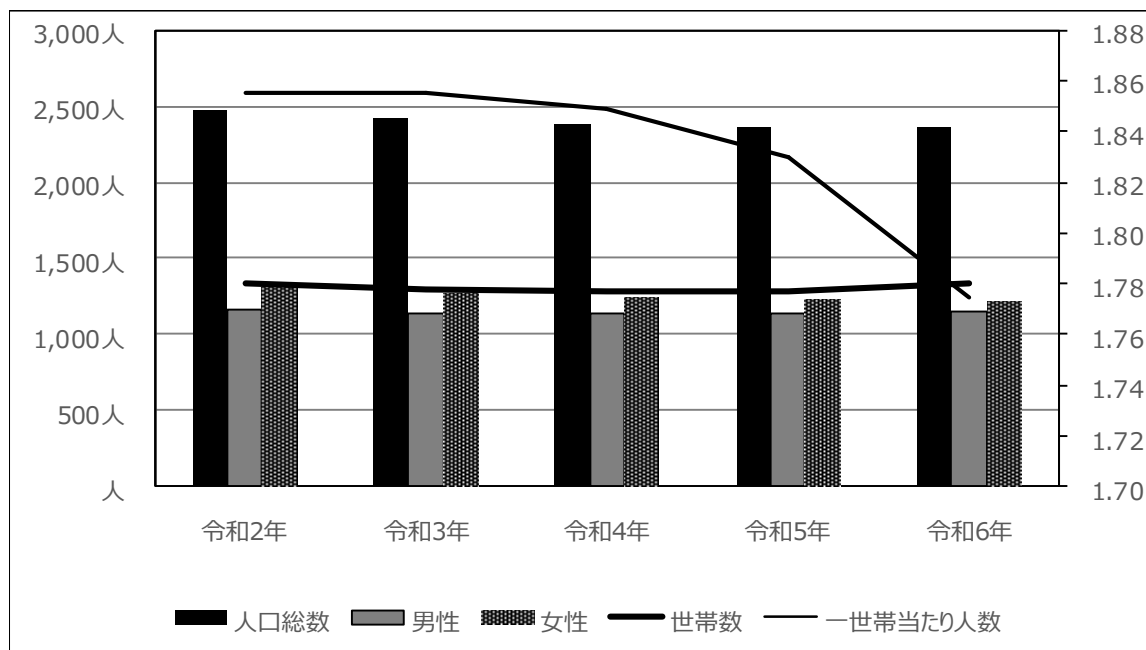
令和6年3月末の本町の人口は2,364人で、世帯は1,332世帯、一世帯当たりの人口は1.77人となっています。人口については、平成7年以降、減少が続いています。世帯数については、平成7年以降減少し、令和2年以降も減少が続いていましたが、令和6年は増加しました。また、一世帯当たりの人口については、令和2年～令和6年の平均で1.83人となっています。

＜人口と世帯数の推移＞

単位：人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
人口総数	2,469	2,408	2,376	2,359	2,364
男性	1,160	1,138	1,135	1,133	1,150
女性	1,309	1,270	1,241	1,226	1,214
世帯数	1,331	1,298	1,285	1,289	1,332
一世帯当たり人数	1.85	1.86	1.85	1.83	1.77

単位：人



資料：住民基本台帳 各年3月31日

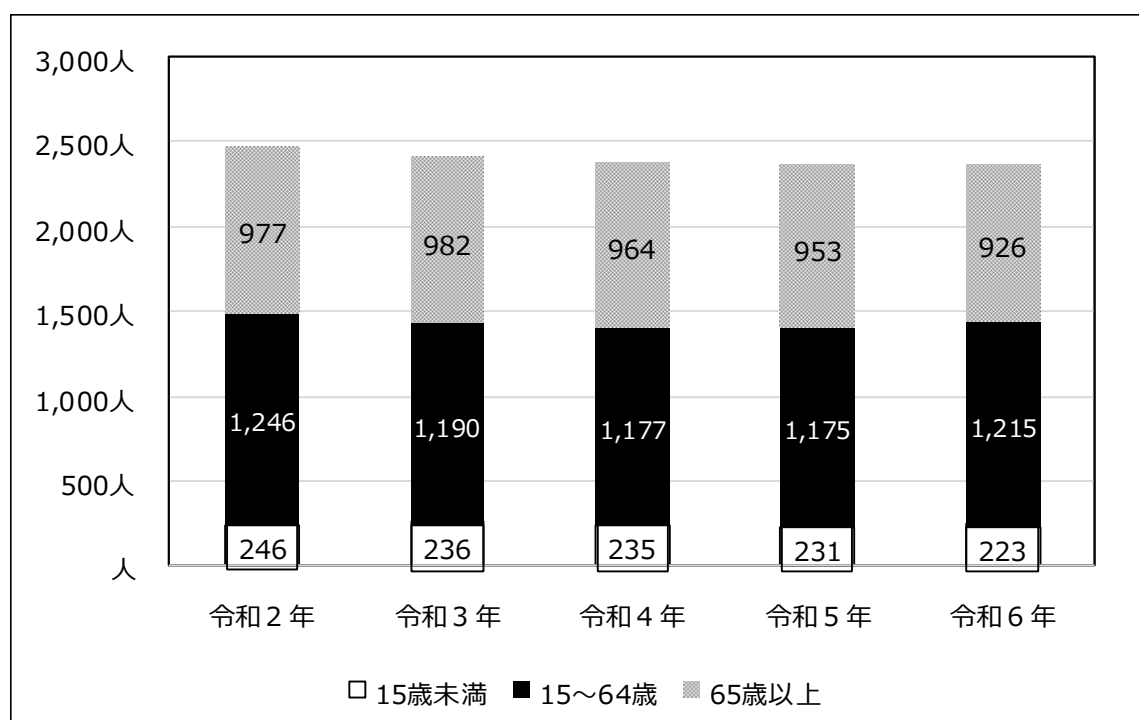
2 年齢3区分人口の推移

令和6年3月末現在の本町の15歳未満の人口は223人で年少人口比率は9.4%である一方、65歳以上の人口は926人で高齢人口比率は39.2%となっています。年齢3区分の人口の推移をみると、少子化が進行しております。

＜年齢3区分人口構成の推移＞

単位：人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総人口	2,469	2,408	2,376	2,359	2,364
15歳未満	246	236	235	231	223
割合	10.0%	9.8%	9.9%	9.8%	9.4%
15～64歳	1,246	1,190	1,177	1,175	1,215
割合	50.5%	49.4%	49.5%	49.8%	51.4%
65歳以上	977	982	964	953	926
割合	39.6%	40.8%	40.6%	40.4%	39.2%



資料：住民基本台帳 各年3月31日

3 人口動態

令和元年から令和5年までの人口動態をみると、自然動態については死亡が出生を上回る自然減が続き、社会動態については社会減となる年もありますが、社会増が続いています。自然動態と社会動態を加算した人口動態については令和2年～令和4年まで人口減の状況が続きましたが、令和5年は人口増となりました。

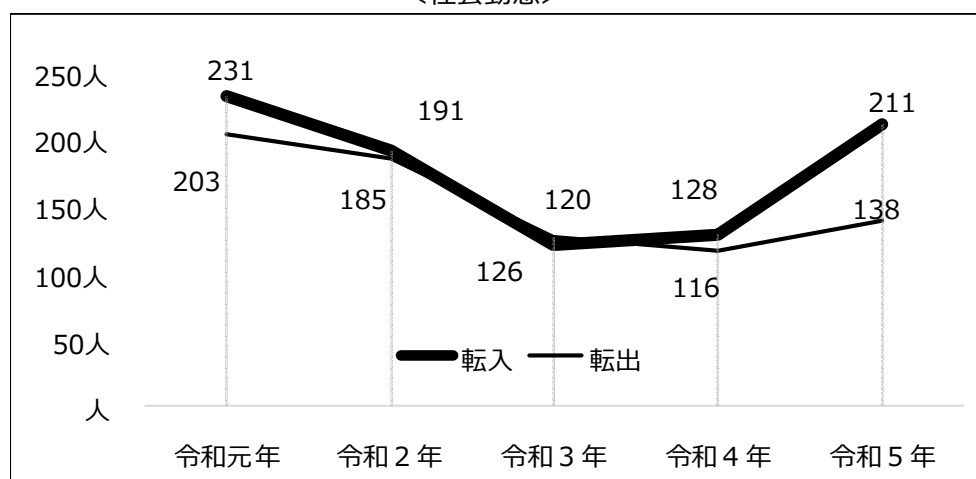
＜人口動態の推移＞

単位：人

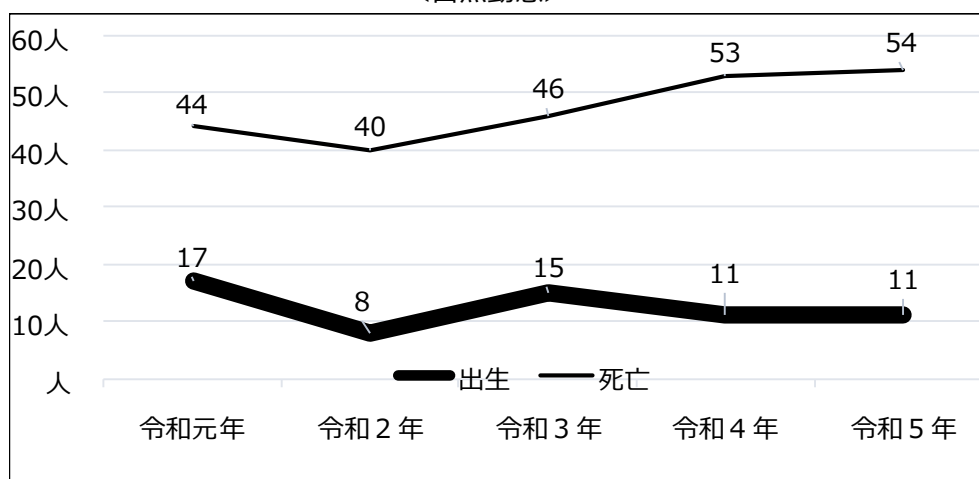
	人 口						
	自然動態			社会動態			人口増減
	出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減	
令和元年	17	44	-27	231	203	28	1
令和 2 年	8	40	-32	191	185	6	-26
令和 3 年	15	46	-31	120	126	-6	-37
令和 4 年	11	53	-42	128	116	12	-30
令和 5 年	11	54	-43	211	138	73	30

資料：住民基本台帳年報（各年1月1日～12月31日）

＜社会動態＞



＜自然動態＞



4 世帯類型等の推移

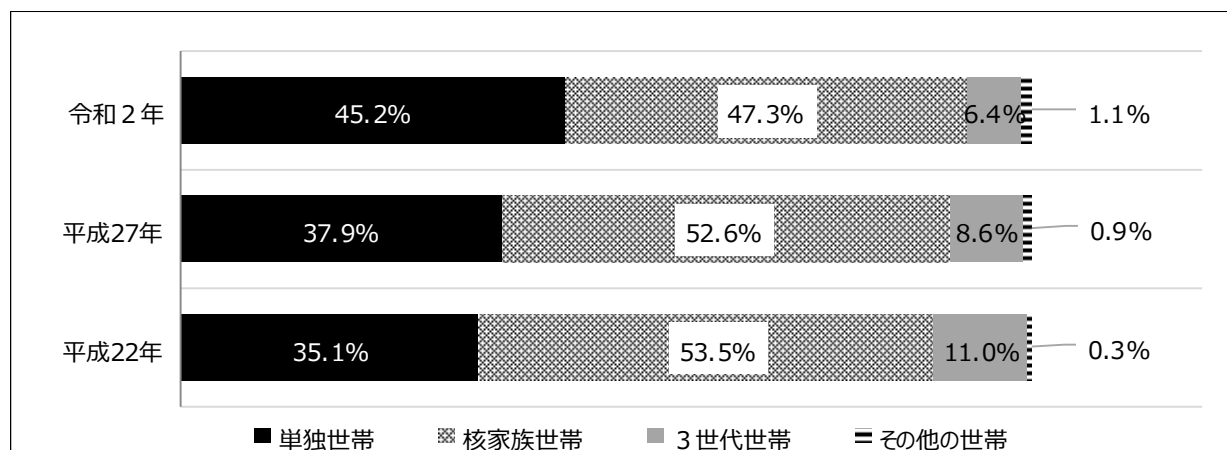
国勢調査によると、令和2年の世帯類型別の世帯数は、核家族世帯が549世帯で、3世代世帯が74世帯、単独世帯が524世帯となっています。構成割合をみると、単独世帯は増加している一方、核家族世帯や3世代世帯は減少しています。

18歳未満の親族のいる世帯数は、令和2年では152世帯で、一般世帯の13.1%を占めています。平成22以降、減少傾向が続いています。

＜世帯類型等の推移＞

単位：世帯

	平成22年		平成27年		令和2年	
	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
単独世帯	426	35.1%	439	37.9%	524	45.2%
核家族世帯	649	53.5%	610	52.6%	549	47.3%
3世代世帯	134	11.1%	100	8.6%	74	6.4%
その他の世帯	4	0.3%	10	0.9%	13	1.1%
合計(一般世帯数)	1,213	100.0%	1,159	100.0%	1,160	100.0%

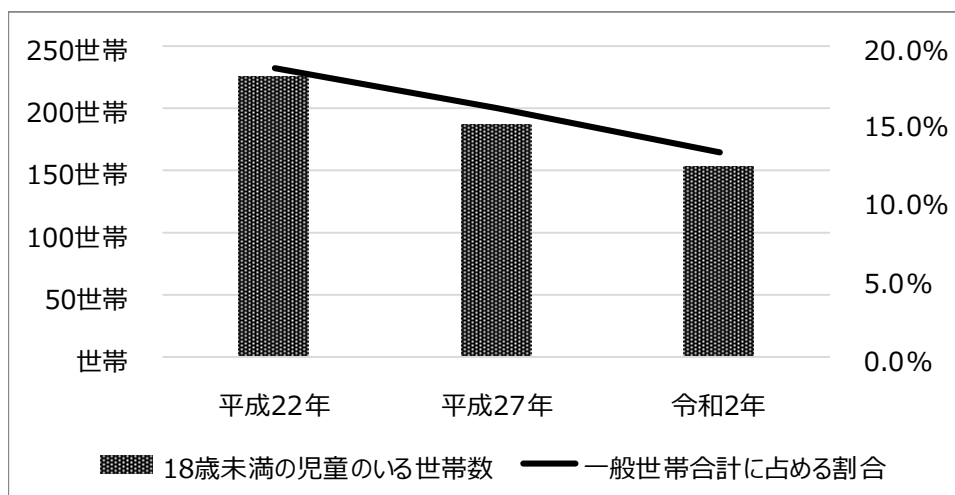


資料:国勢調査

＜18歳未満の児童のいる世帯数の推移＞

単位：世帯

	平成22年	平成27年	令和2年
18歳未満の児童のいる世帯数	225	186	152
一般世帯合計に占める割合	18.5%	16.0%	13.1%



資料:国勢調査

5 出生率の推移

本町の令和5年の出生数は11人で令和元年から5か年の平均では12.4人となっており、人口1,000人当たりの出生数を示す出生率の推移を見ると、3.3～6.8で全国値を下回っています。

また、出生率計算の人口を15歳～49歳までの女性に限定し、各年齢ごとの出生率を足し合わせて1人の女性が生涯に産むと見込まれるこどもの数を推計する「合計特殊出生率」では、過去5年間の全国値と比較すると、下回っている年の方が多いです。

＜出生数・出生率の推移＞

性 別	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
男 性	4人	2人	10人	7人	7人
女 性	13人	6人	5人	4人	4人
合 計	17人	8人	15人	11人	11人
出生率(壮瞥町)	6.8	3.3	6.2	4.6	4.6
出生率(全 国)	7.0	6.8	6.6	6.3	6.0
合計特殊出生率 (壮瞥町)	1.64	0.90	1.76	1.16	1.13
合計特殊出生率 (全 国)	1.36	1.33	1.30	1.26	1.20

資料：住民基本台帳

※出生率算出には、各年9月末の住民基本台帳人口を用いた。

6 配偶関係の状況

令和2年国勢調査では、男性の30～34歳の未婚者数が特に大きく減少しており、女性の20～24歳の未婚者数も減少傾向にあります。

＜未婚者数の推移＞

性別	年齢区分	平成22年		平成27年		令和2年	
		未婚者数	割合	未婚者数	割合	未婚者数	割合
女性	20～24歳	45人	18.2%	36人	14.1%	30人	11.7%
	25～29歳	39人	15.8%	31人	12.1%	28人	10.9%
	30～34歳	19人	7.7%	25人	9.8%	24人	9.4%
	35～39歳	22人	8.9%	21人	8.2%	20人	7.8%
男性	20～24歳	25人	8.2%	34人	10.1%	32人	10.2%
	25～29歳	39人	12.7%	36人	10.7%	27人	8.6%
	30～34歳	31人	10.1%	33人	9.8%	18人	5.7%
	35～39歳	35人	11.4%	27人	8.0%	31人	9.9%

資料：国勢調査。割合は、年度毎性別未婚総数に対する未婚者数。

7 婚姻・離婚の状況

令和5年の婚姻件数は5件、離婚件数は0件となっています。

＜婚姻・離婚件数の推移＞

単位：件

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
婚姻	7	5	4	5	5
離婚	4	3	4	2	0

資料：住民基本台帳人口動態

8 女性の就業率の状況

国勢調査によると、女性の就業率は、年々増加する傾向にあります。

また、令和2年について、本町と全国平均と比較すると、19歳以下以外の年齢層については、本町が全国を上回っています。

＜女性の就業率＞

単位：％

年度	区分	総数	15- 19歳	20- 24歳	25- 29歳	30- 34歳	35- 39歳	40- 44歳	45- 49歳	50- 54歳	55- 59歳	60- 64歳	65歳 以上
平成 22年	壮瞥町	42.9	10.0	75.0	78.9	70.5	70.7	74.6	82.2	80.4	71.5	54.1	15.4
	北海道	42.5	14.9	61.2	65.2	60.0	60.5	65.5	68.9	66.1	57.5	40.9	10.7
	全国	44.6	13.2	60.2	67.1	60.6	60.3	65.0	69.3	68.0	59.7	43.9	13.7
平成 27年	壮瞥町	46.7	40.0	86.8	83.7	75.0	84.7	76.3	82.1	87.7	75.8	66.4	19.4
	北海道	47.2	16.8	72.3	78.8	71.9	72.3	75.9	77.3	74.7	66.8	49.8	14.0
	全国	50.0	14.7	69.5	81.4	73.5	72.7	76.0	77.9	76.2	69.4	52.1	16.7
令和 2年	壮瞥町	47.4	23.1	87.9	92.7	81.8	84.6	90.0	83.1	80.3	87.7	74.2	21.1
	北海道	50.2	18.9	76.3	84.7	77.4	77.6	80.5	81.4	79.0	73.3	59.3	17.7
	全国	53.5	16.8	74.2	86.6	79.1	78.1	80.8	82.0	80.2	75.3	62.2	19.9

資料：国勢調査

9 児童人口の推移

令和6年3月末時点の0～18歳までの児童人口の合計は302人で、令和2年から令和5年は横ばいとなっていました。令和6年は減少しました。また、各年の0歳児は減少傾向にあります。

単位：人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	16	9	15	11	11
1歳	18	17	9	17	12
2歳	13	18	20	10	16
3歳	11	13	18	21	9
4歳	8	11	13	19	21
5歳	16	11	12	16	21
6歳	18	15	13	12	13
7歳	14	18	15	13	12
8歳	18	14	18	16	12
9歳	13	17	15	19	17
10歳	13	14	17	15	19
11歳	18	13	14	17	15
12歳	25	18	13	14	18
13歳	23	25	18	13	14
14歳	22	23	25	18	13
15歳	20	22	23	26	18
16歳	18	20	21	21	25
17歳	21	19	20	21	20
18歳	16	21	17	20	16
0～2歳合計	47	44	44	38	39
3～5歳合計	35	35	43	56	51
6～8歳合計	50	47	46	41	37
9～11歳合計	44	44	46	51	51
0～11歳合計	176	170	179	186	178
0～18歳合計	321	318	316	319	302

資料：住民基本台帳 各年3月31日

10 第2期計画の実績と評価

令和2年度に策定した「壮瞥町子ども・子育て支援事業計画(第2期計画)」の実績を踏まえ、アンケート調査を実施し、適切な住民ニーズの把握に努め、必要な支援策を検討します。

(1) 保育施設の利用状況

	令和6年度 (見込み)	令和6年度 (実績)
① 第1号認定こども(3歳以上保育の必要性なし)	5人	3人
認定こども園 短時間児(①)	5人	3人
② 第2号認定こども(3～5歳)	30人	36人
③ 第3号認定こども(0歳)	7人	3人
④ 第3号認定こども(1, 2歳)	15人	18人
保育所、認定こども園 長時間児(②+③+④)	52人	57人

4月1日時点の入所者数

(2) 地域子ども・子育て支援事業

	令和6年度 (計画)	令和6年度 (見込み)	経 過
① 利用者支援事業	0箇所	1箇所	
② 地域子育て支援拠点事業	120人回/月	35人回/月	
③ 妊産婦健康診査	妊産婦 15人/年	妊婦 9人 産婦 5人	
④ 乳児家庭全戸訪問事業 (新生児・産婦訪問事業)	15人	3人	
⑤ 養育支援訪問事業等	1人	1人	
⑥ 子育て短期支援事業	—	未実施	当初実施予定なし
⑦ ファミリー・サポート・センター事業	4人/日	未実施	検討したが実施に至らず
⑧ 一時預かり事業(認定こども園短時間児を対象)	—	未実施	当初実施予定なし
⑨ 一時預かり事業(⑧以外)	5人/日	未実施	検討したが実施に至らず
⑩ 延長保育事業	—	未実施	事業の実施は見送り
⑪ 病児保育事業	3人/日	未実施	当初実施予定なし
⑫ 放課後児童健全育成事業	25人	32人	
⑬ 時間外保育事業	—	未実施	事業の実施は見送り

4月1日時点の登録者数

第2節 こども・子育て支援サービスの状況

1 教育・保育施設の状況

壮瞥町には、公立の認定こども園そうべつ保育所が1か所あります。令和6年度の認定こども園そうべつ保育所における長時間保育の定員は75名です。また、保護者の就労状況等により保育を必要としない短時間保育の定員が10名となっており、定員の合計は85名です。入所児童数は、過去5年間で最も多い年は令和6年4月1日現在の60人となっております。

保護者の多様なニーズに対応するため、乳児保育、障がい児の受入れ、アレルギー対応食の提供も行っています。

＜教育・保育施設の状況＞

	名称	入所可能年齢	定員	所在地	開所時間
公立	そうべつ保育所	6か月～	85名	壮瞥町字滝之町 432番地9	7時30分～18時30分

〔令和6年4月現在〕

＜教育・保育施設の入所児童数の推移＞

	名称	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年
公立	そうべつ保育所（長時間）	40人	41人	55人	54人	57人
	そうべつ保育所（短時間）	3人	3人	1人	3人	3人
	合 計	43人	44人	56人	57人	60人

〔各年4月1日現在〕

＜教育・保育施設の実施サービス＞

	名称	延長保育	一時保育	乳児保育	障がい児保育	備考
公立	そうべつ保育所			○	○	

〔令和6年4月現在〕

2 地域子ども・子育て支援拠点事業

子育て中の親子の交流及び相談等の場として、そうべつ子どもセンター内で子育て支援センター「げんき」を週5日開設しています。月1回、育児サークルを開催しています。

利用者数の推移をみると、令和元年には延べ1,211人が子育て支援センターを利用しており、令和2年以降は減少していますが、親子の交流が図られています。

＜地域子ども・子育て支援拠点事業の利用者数の推移＞

〔年間延べ人数〕

令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1,211人	679人	354人	339人	583人

〔各年1月1日～12月31日〕

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

就労等により、日中に保護者が家庭にいない小学生を対象として壮瞥小学校区児童に向けてそうべつ子どもセンター内のそうべつ児童クラブを開設しています。

過去 5 年間の登録者数の推移をみると、令和 4 ～ 5 年は増加し、令和 6 年は減少しましたが、近年は 34 名程度で推移しています。

＜放課後児童クラブの登録者数の推移＞

	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
そうべつ	29 人	29 人	34 人	34 人	30 人

〔各年 4 月 1 日現在〕

4 母子保健事業

妊娠された方には、母子健康手帳の交付時に妊婦一般健康診査受診票（14 回分）、超音波検診受診票（11 回分）、新生児聴覚検査受診票（1 回分）を交付するとともに、妊娠期の不安軽減を図るため、保健師や管理栄養士等の専門職による面談やマタニティ教室を実施しています。

出産後には産婦健康診査受診票（2 回分）の交付や産後ケア事業の紹介を行い、産婦の精神的不安を軽減するとともに、新生児の異常の早期発見と、より良い成長発達を促すことができるように支援するため、保健師等による乳児訪問や管理栄養士による離乳食支援を実施しています。

さらに、1 ヶ月・3 ～ 5 ヶ月・1 歳 6 ヶ月・3 歳・5 歳児では健康診査、7 ～ 9 ヶ月・11 ～ 13 ヶ月・2 歳児においては健康相談を実施し、こどもの成長発達を確認するとともに、保護者が育児不安や育児困難を解消し、育児を継続することができるよう支援を実施しています。

＜受診票交付人数＞

	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
妊婦一般健康診査 超音波検査	12 人	10 人	10 人	8 人	8 人
新生児聴覚検査	15 人	11 人	10 人	9 人	9 人
産婦健康診査	8 人	12 人	11 人	10 人	7 人

〔各年 1 月 1 日～12 月 31 日〕

＜乳児訪問＞

令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
10 人	16 人	12 人	12 人	11 人

〔各年 1 月 1 日～12 月 31 日〕

＜離乳食支援＞

令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
33 人	28 人	19 人	15 人	13 人

〔各年 1 月 1 日～12 月 31 日〕

＜乳幼児健診受診率＞

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
3 ～ 5 ヶ月児健診	70.0%	100%	100%	100%
1 歳 6 ヶ月児健診	77.8%	73.7%	100%	80.0%
3 歳児健診	73.3%	72.2%	84.0%	90.9%

〔各年 3 月 31 日現在〕

5 経済的支援

国の制度に基づき、妊婦のための支援給付、児童手当の支給等に加え、こどもを安心して産み育てられる環境を支援するため、予防接種費の一部助成、妊産婦健診及び新生児聴覚検査費用の全額助成、高校卒業までの医療費の全額無料化を実施しています。

また、本町の事業として、不妊治療等助成事業、妊産婦安心出産支援事業、子育て応援祝金事業、子育て応援ごみ袋配布事業を実施しています。

第3節 こども・子育てに関するアンケート調査結果

1 ニーズ調査

壮瞥町では、こども基本法に基づき、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、「壮瞥町こども計画」（計画期間：令和7年度から令和11年度）を策定します。

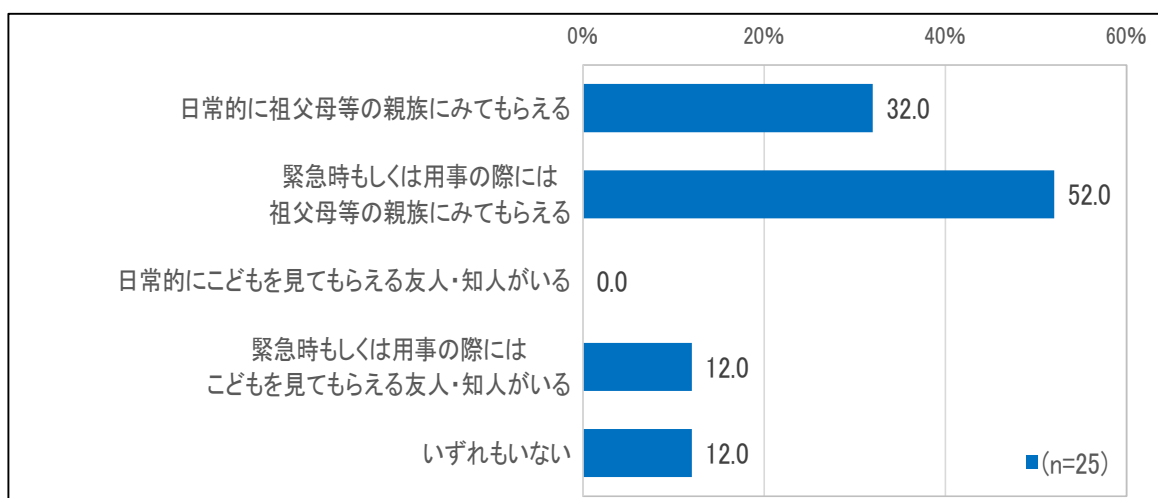
この調査は、就学前児童保護者・小学生保護者を対象に、子育て家庭のニーズを把握し、町の施策や事業に活かすこと、また、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の基礎資料とするために調査を実施しました。

調査対象	調査方法	配布数 (人)	有効回収数 (件)		有効回収率 (%)
就学前児童保護者	保育所配布、郵送 郵送回収、web 回収	70 世帯	WEB	11 件	35.7%
			郵送	14 件	
			計	25 件	
小学生保護者	学校配布、 学校回収、web 回収	70 世帯 90 人	WEB	17 件	34.4%
			郵送	14 件	
			計	31 件	

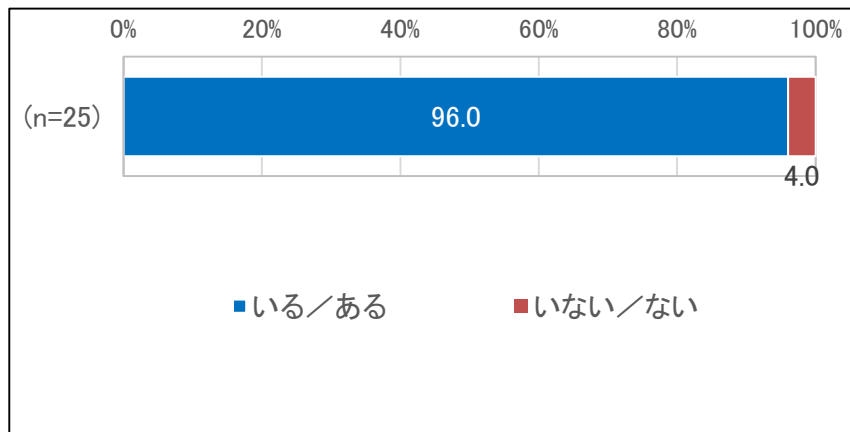
就学前児童保護者の調査結果

(1) 子育て環境について

こどもを見てもらえる親族・知人は、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が 52.0%と最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が 32.0%となっています。



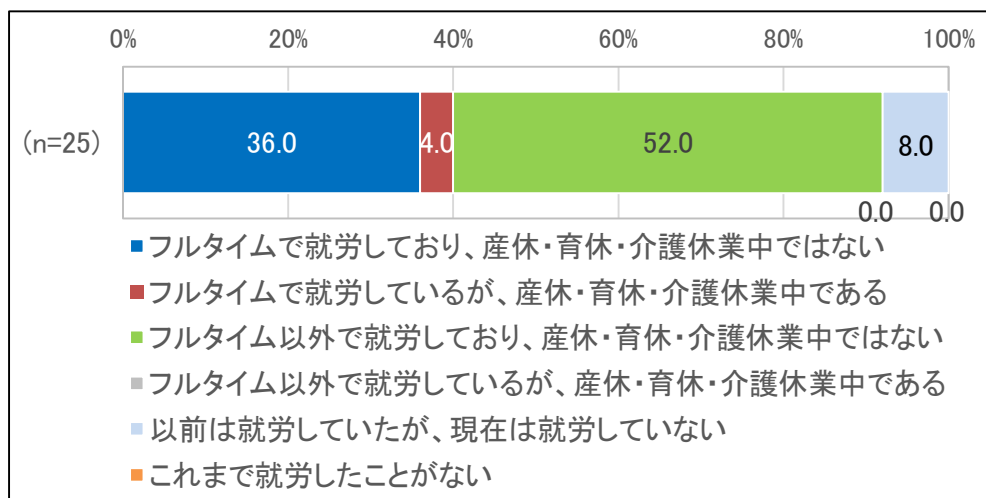
こどもの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人・場所は、「いる／ある」が96.0%、「いない／ない」が4.0%となっています。



（２）保護者の就労状況について

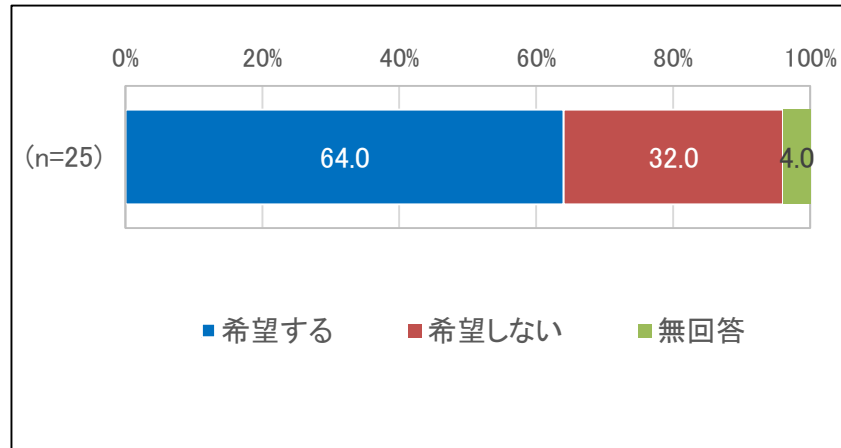
母親の就労状況は、「フルタイム以外で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が52.0%と最も多くなっています。

※ここでいう「フルタイム」とは、1週5日程度・1日8時間程度の就労を指しています。



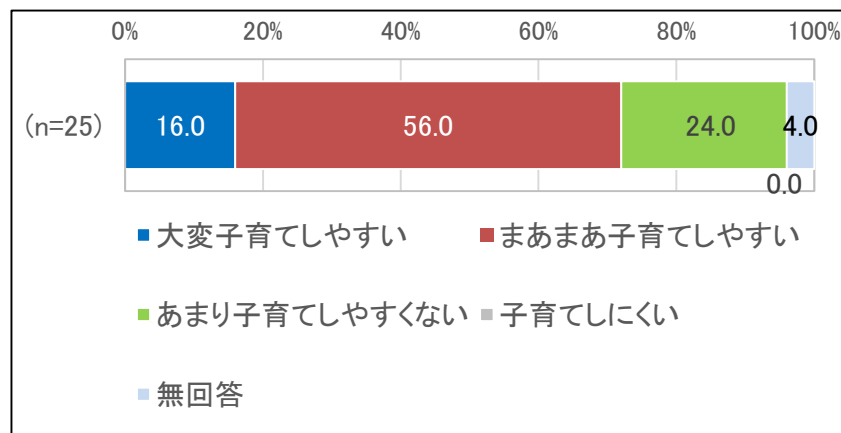
(3) こども誰でも通園制度について

壮瞥町で「こども誰でも通園制度」を実施した場合の利用希望は、「希望する」が 64.0%、「希望しない」が 32.0%となっています。

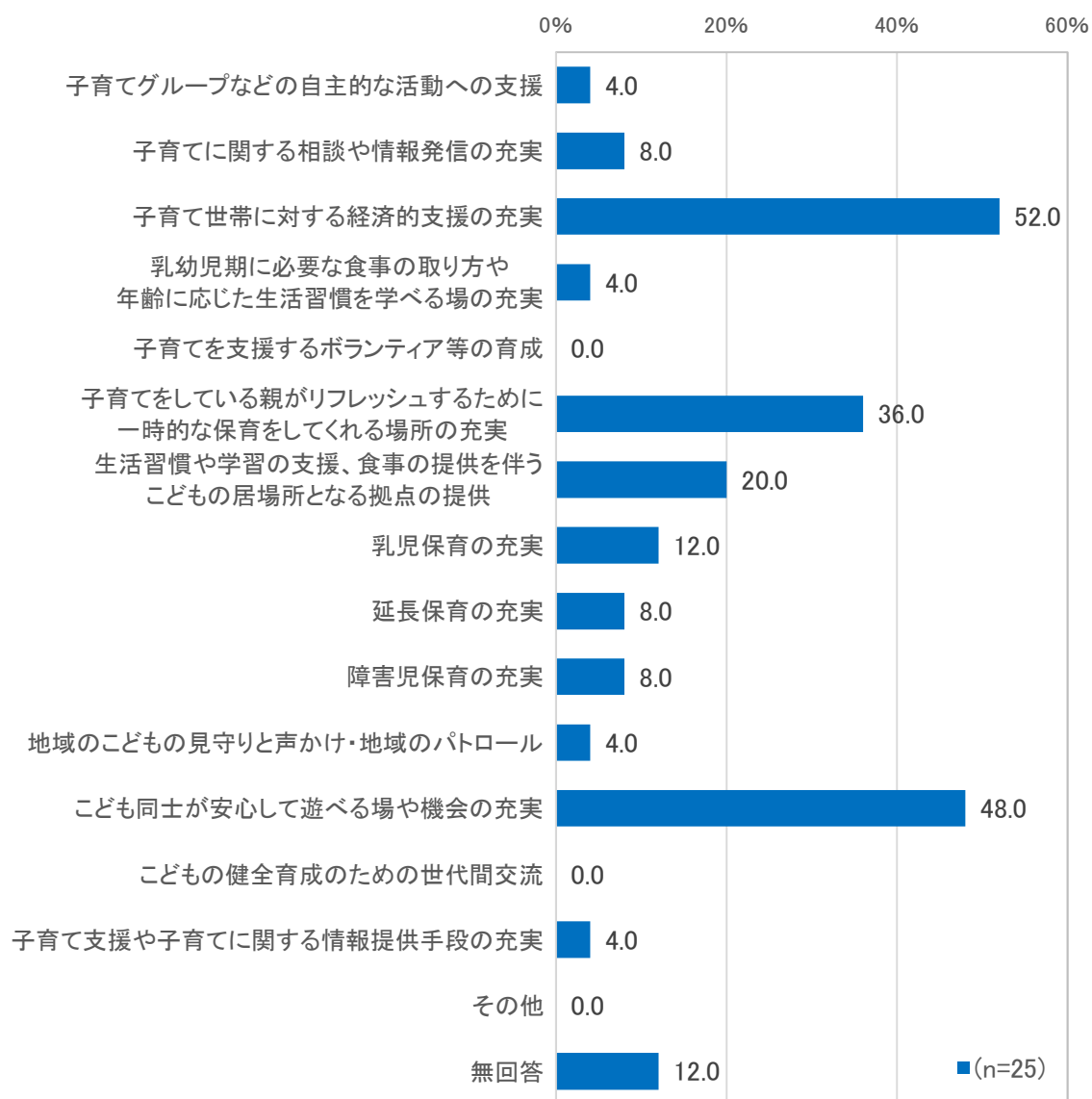


(4) 子育て全般について

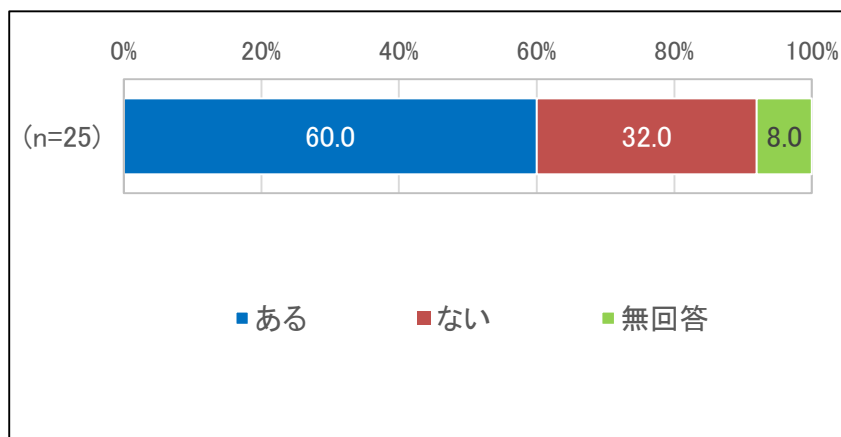
壮瞥町における子育てに関する満足度は、「まあまあ子育てしやすい」が 56.0%と最も多くなっています。



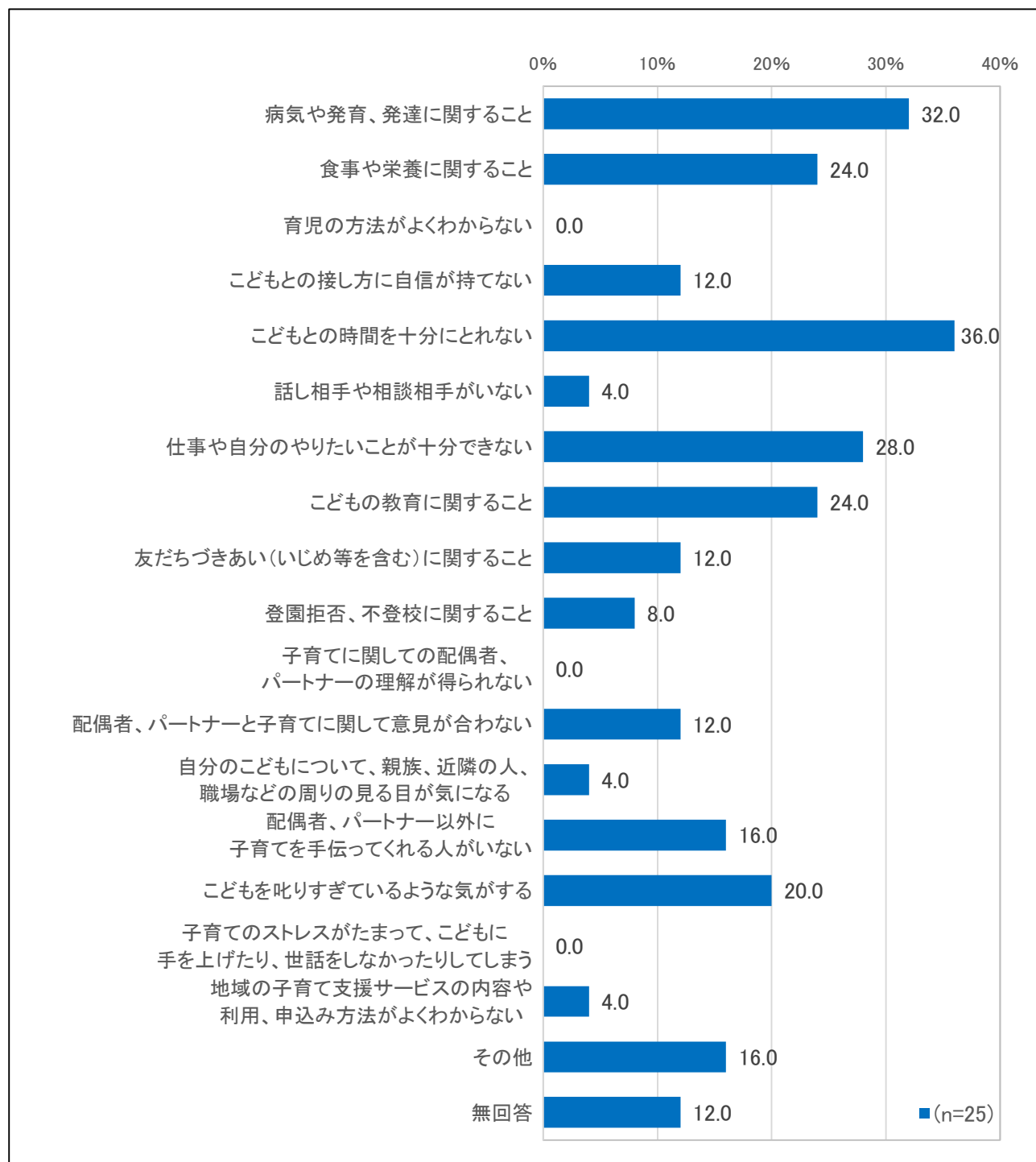
子育て支援施策に期待すること、充実して欲しい重要なことは、「子育て世帯に対する経済的支援の充実」が 52.0%と最も多く、次いで「こども同士が安心して遊べる場や機会の充実」が 48.0%、「子育てをしている親がリフレッシュするために一時的な保育をしてくれる場所の充実」が 36.0%となっています。



子育てに関して不安や負担感を感じていることの有無は、「ある」が 60.0%、「ない」が 32.0%となっています。



子育てに関して、日頃悩んでいること、または気になることは、「こどもの時間を十分にとれない」が36.0%と最も多く、次いで「病気や発育、発達に関すること」が32.0%、「仕事や自分のやりたいことが十分できない」が28.0%となっています。

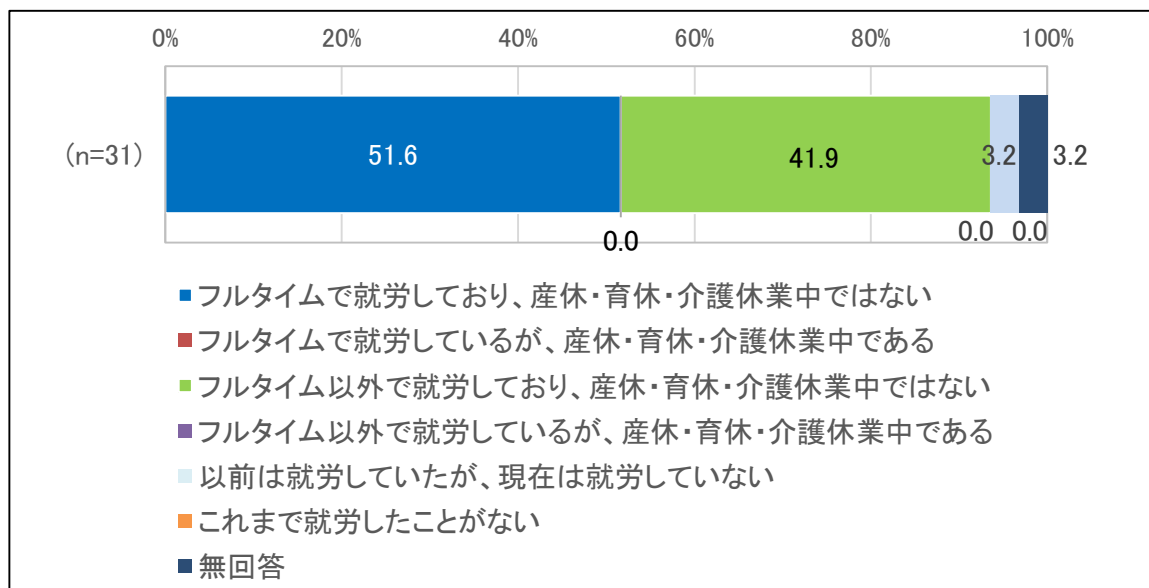


小学生児童保護者の調査結果

(1) 保護者の就労状況について

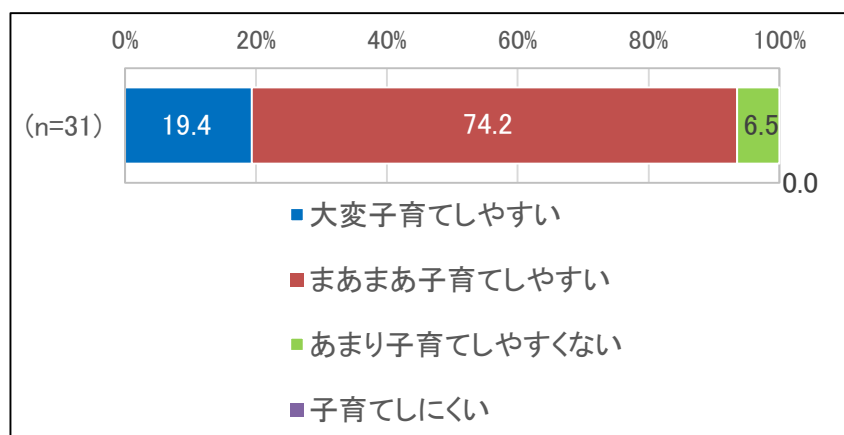
母親の現在の就労状況は、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が51.6%と最も多く、次いで「フルタイム以外で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が41.9%となっています。

※ここでいう「フルタイム」とは、1週5日程度・1日8時間程度の就労を指します。

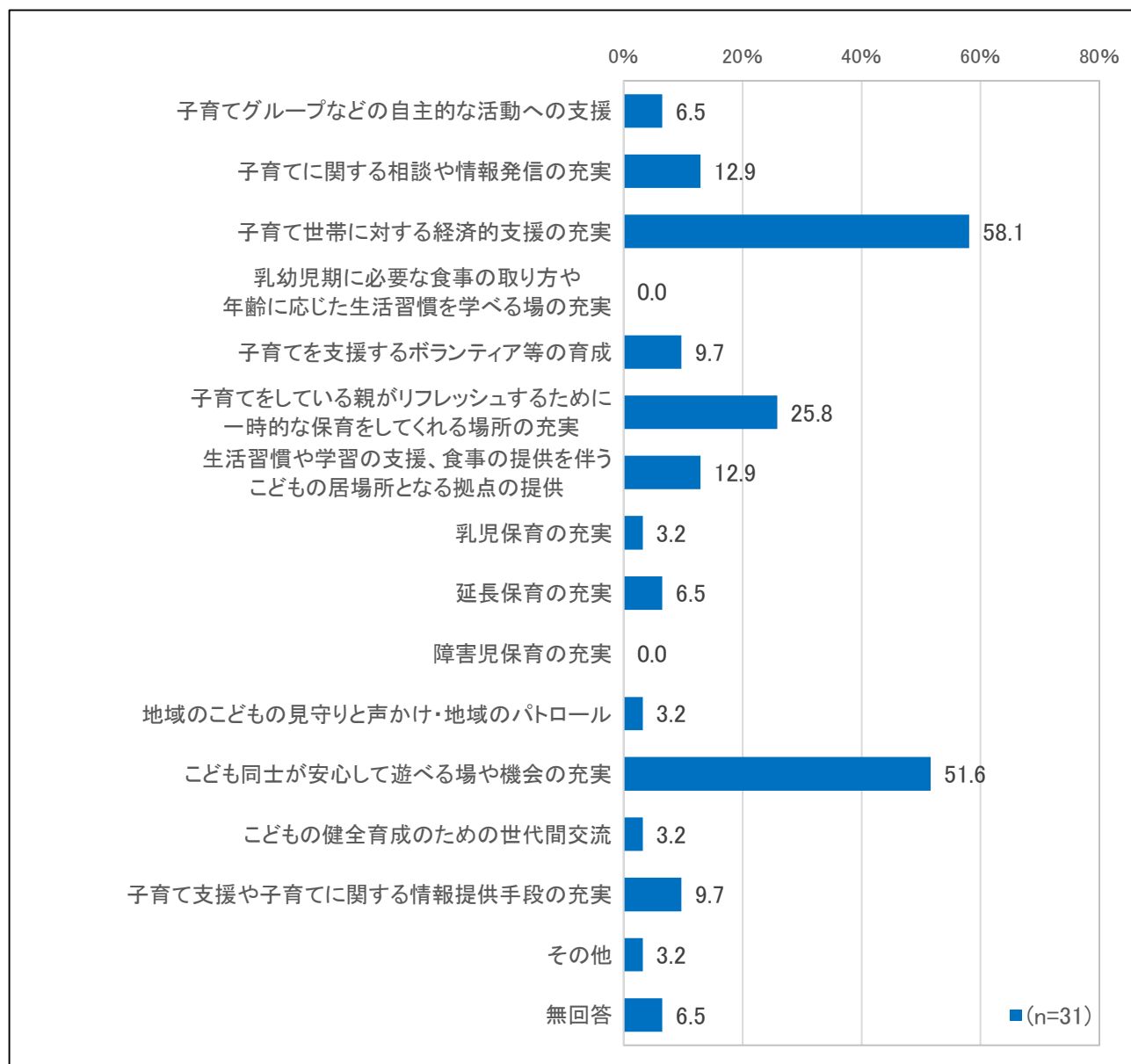


(2) 子育て全般について

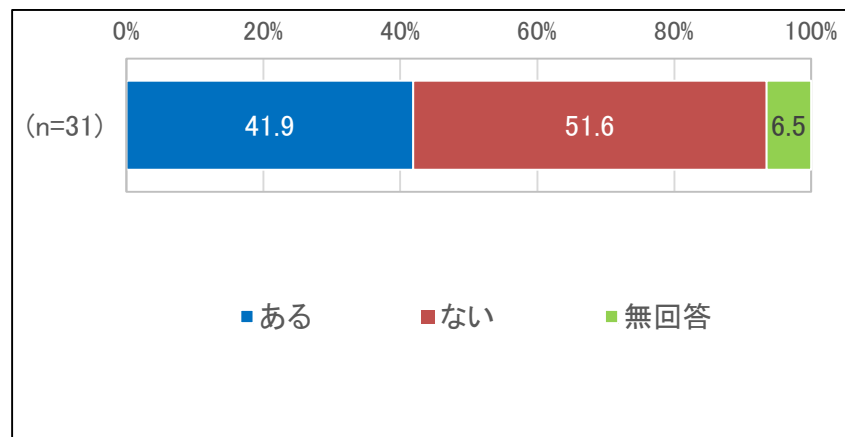
壮瞥町における子育てに関する満足度は、「まあまあ子育てしやすい」が74.2%と最も多くなっています。



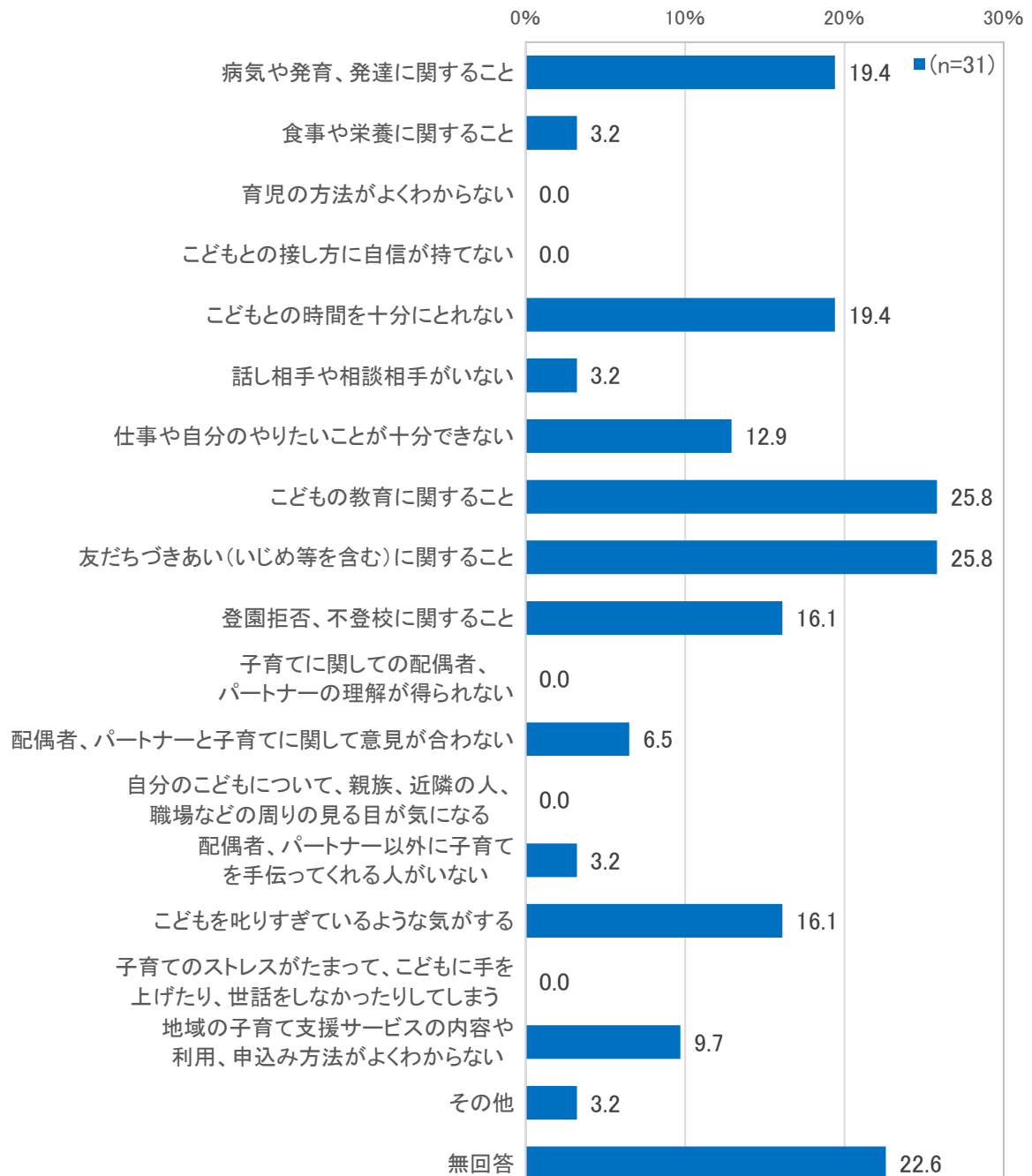
子育て支援施策に期待すること、充実して欲しい重要なことは、「子育て世帯に対する経済的支援の充実」が58.1%と最も多く、次いで「子ども同士が安心して遊べる場や機会の充実」が51.6%、「子育てをしている親がリフレッシュするために一時的な保育をしてくれる場所の充実」が25.8%となっております。



子育てに関して不安や負担感を感じていることの有無は、「ある」が 41.9%、「ない」が 51.6% となっています。



子育てに関して、日頃悩んでいること、または気になることは、「こどもの教育に関すること」「友だちづきあい（いじめ等を含む）に関すること」がそれぞれ 25.8%と最も多く、次いで「病気や発育、発達に関すること」「こどもとの時間を十分にとれない」がそれぞれ 19.4%となっています。



2 こどもの生活実態調査

壮瞥町では、こども基本法に基づき、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、「壮瞥町こども計画」（計画期間：令和7年度から令和11年度）を策定します。

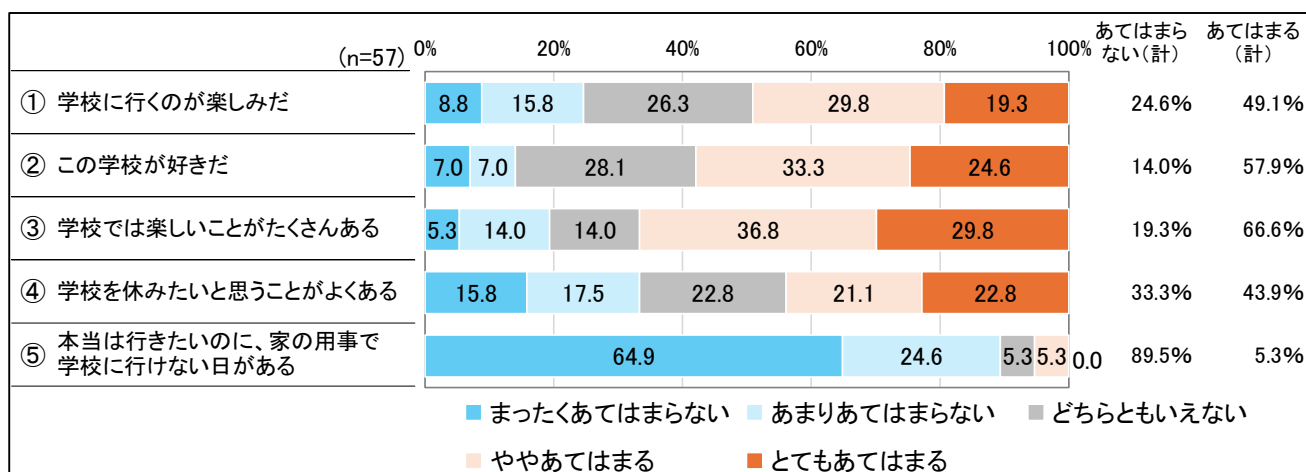
この調査は、子ども（小学校5年生から中学校3年生）とその保護者を対象に、こどもの貧困対策を効果的に推進し、世帯の経済状況とこどもの生活環境や学校・家庭での過ごし方などの関係を把握するための基礎資料とするために調査を実施しました。

調査対象	調査方法	配布数 (人)	有効回収数 (件)		有効回収率 (%)
子ども (小学校5年生 ～中学校3年生)	学校配布、 WEB回収	80人	57件		71.3%
保護者	学校配布、 郵送、・WEB回収	70世帯	WEB	20件	38.6%
			郵送	7件	
			計	27件	

子ども（小学校5年生から中学校3年生）の調査結果

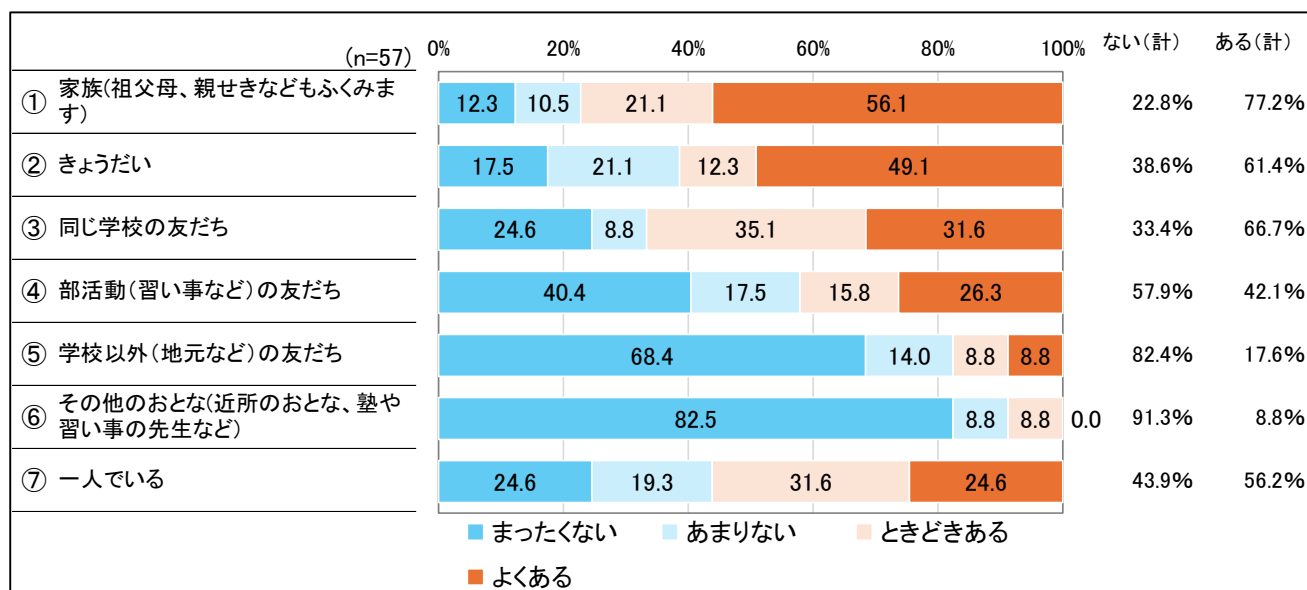
(1) 学校への気持ちについて

学校に対する気持ちについては、「ややあてはまる」「とてもあてはまる」を合わせた割合をみると、「①学校に行くのが楽しみだ」は49.1%、「②この学校が好きだ」は57.9%、「③学校では楽しいことがたくさんある」は66.6%、「④学校を休みたいと思うことがよくある」は43.9%、「⑤本当は行きたいのに、家の用事で学校に行けない日がある」は5.3%となっています。

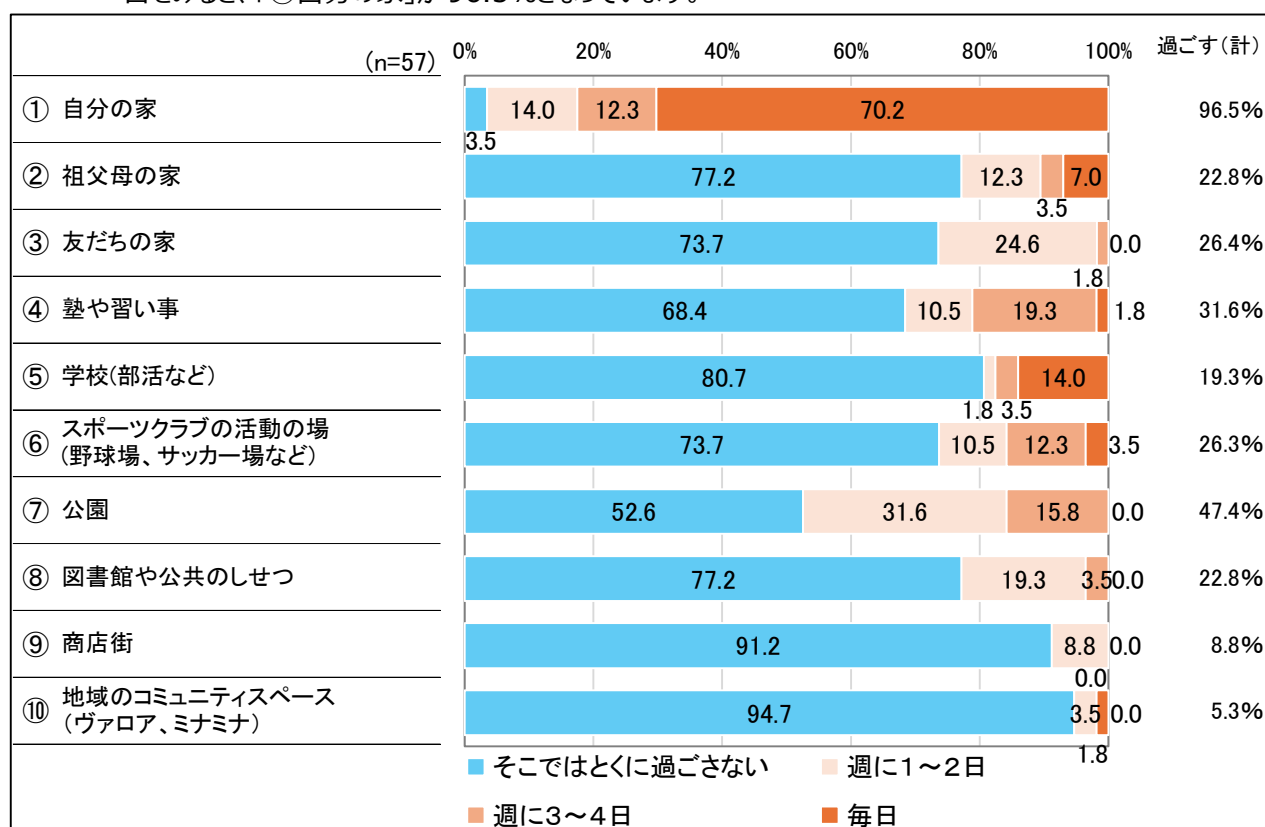


(2) 放課後の過ごし方について

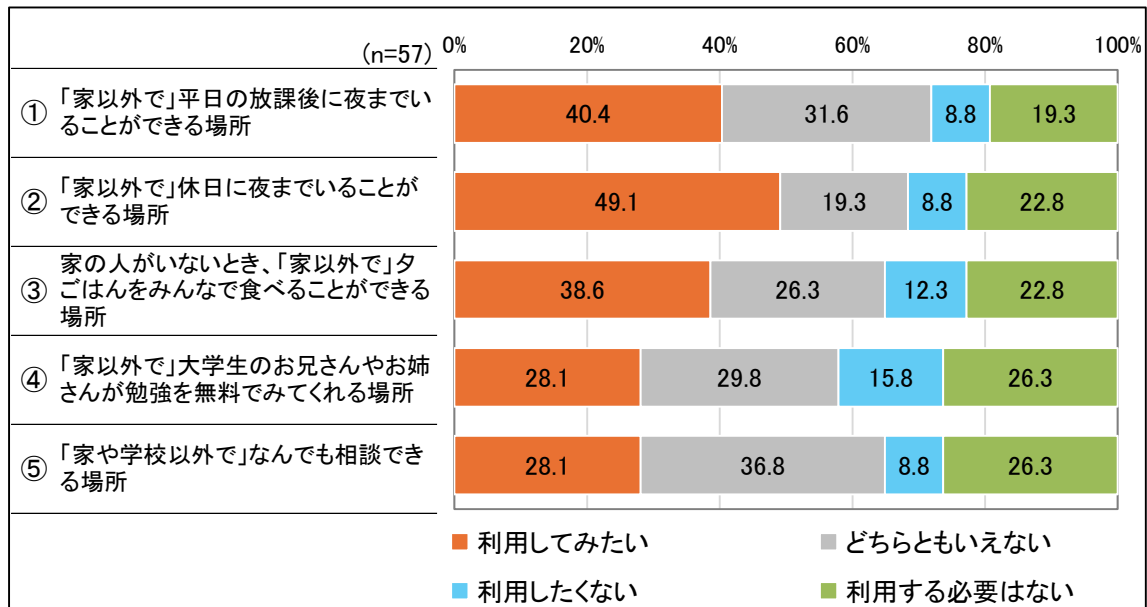
平日の放課後にだれとすごすことが多いかについては、「ときどきある」「よくある」を合わせた割合をみると、「①家族（祖父母、親せきなどもふくみます）」は77.2%、「②きょうだい」は61.4%、「③同じ学校の友だち」は66.7%、「④部活動（習い事など）の友だち」は42.1%、「⑤学校以外（地元など）の友だち」は17.6%、「⑥その他のおとな（近所のおとな、塾や習い事の先生など）」は8.8%、「⑦一人でのいる」は56.2%となっています。



平日の放課後にすごす場所について、「週に1～2日」「週に3～4日」「毎日」を合わせた割合をみると、「①自分の家」が96.5%となっています。

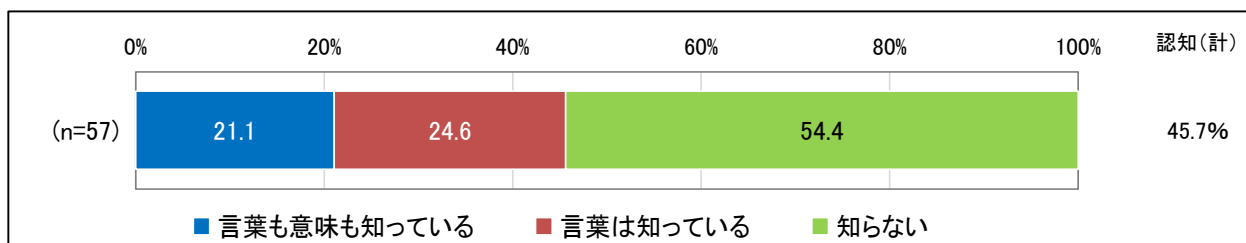


利用してみたい場所について、「利用してみたい」をみると、「①「家以外で」平日の放課後に夜までいることができる場所」は40.4%。「②「家以外で」休日に夜までいることができる場所は49.1%、「③家の人がいないとき、「家以外で」夕ごはんをみんなで食べることができる場所」は38.6%、「④「家以外で」大学生のお兄さんやお姉さんが勉強を無料でみてくれる場所」「⑤「家や学校以外で」なんでも相談できる場所」はそれぞれ28.1%となっています。



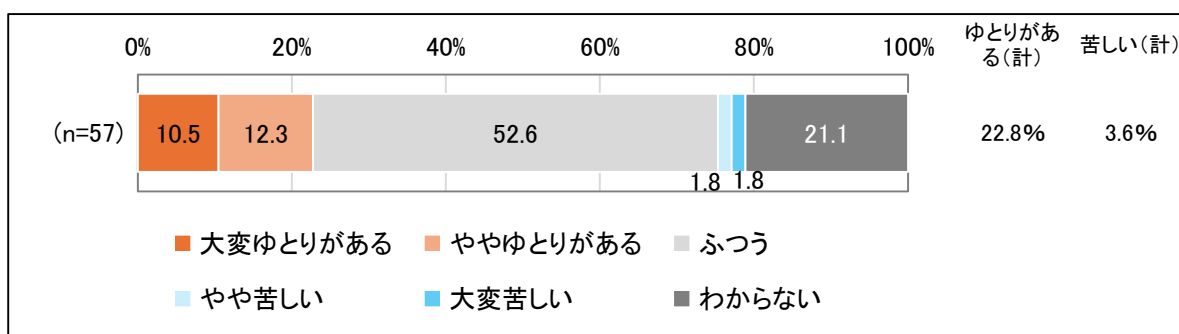
(3) ヤングケアラーについて

「ヤングケアラー」の認知度は、「知らない」が 54.4%と最も多く、次いで「言葉は知っている」が 24.6%、「言葉も意味も知っている」が 21.1%となっています。

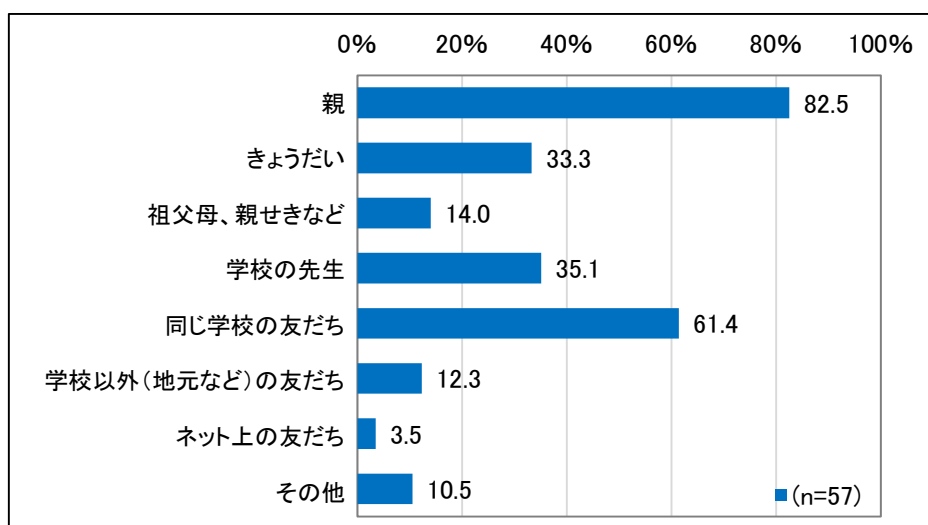


(4) 感じていることについて

こどもが考える家の暮らし向きについて、「大変ゆとりがある」「ややゆとりがある」合わせた割合をみると 22.8%、「やや苦しい」「大変苦しい」を合わせた割合をみると 3.6%となっています。



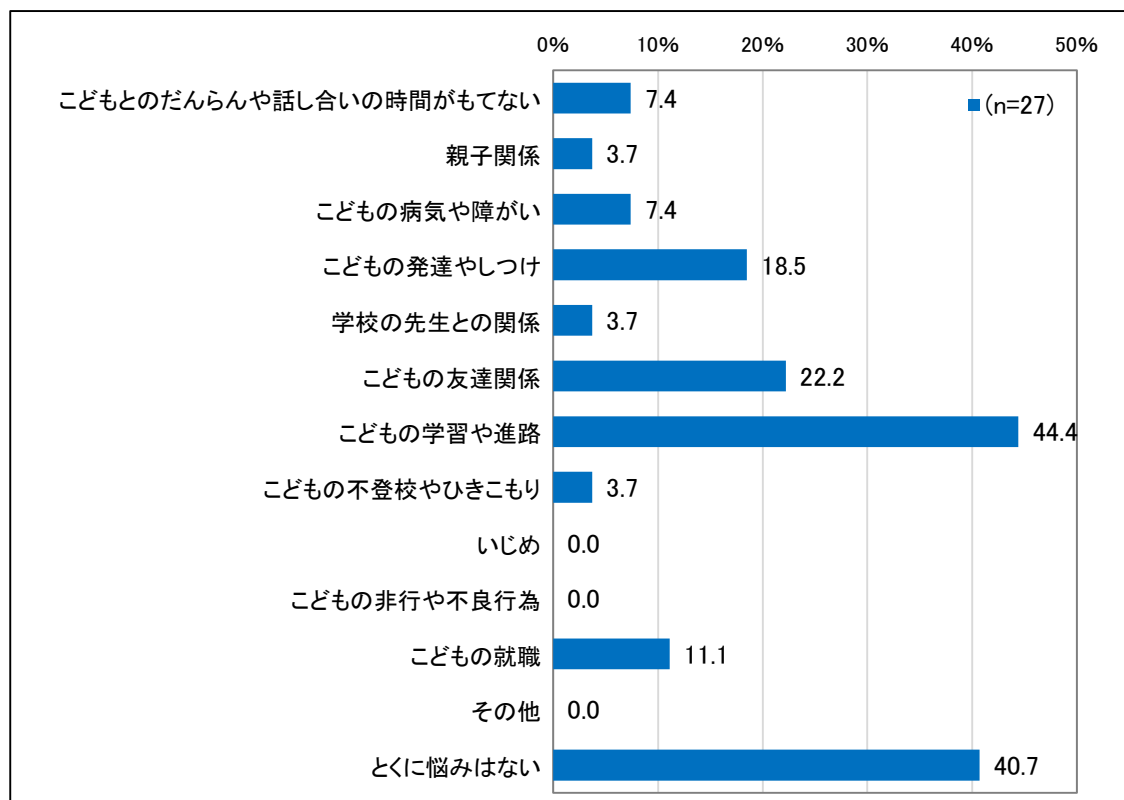
悩みごとや楽しいこと、悲しいことを話す相手は、「親」が 82.5%と最も多く、次いで「同じ学校の友だち」が 61.4%となっています。



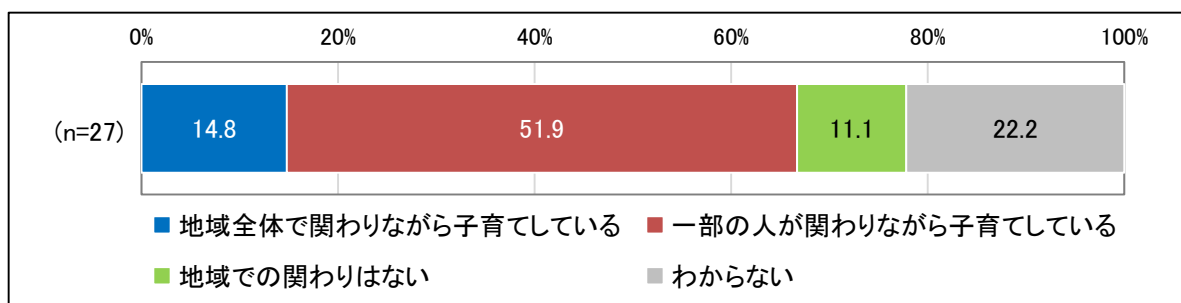
保護者の調査結果

(1) 子育てについて

こどもについての悩みは、「こどもの学習や進路」が44.4%と最も多く、次いで「こどもの友達関係」が22.2%、「こどもの発達やしつけ」が18.5%となっています。

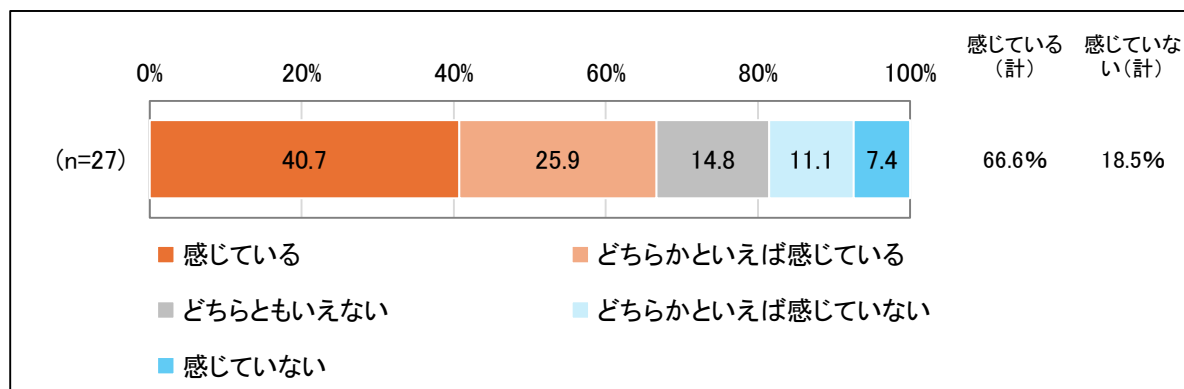


子育てを地域住民みんなでしていると感じるかについては、「一部の人が関わりながら子育てしている」が51.9%と最も多くなっています。



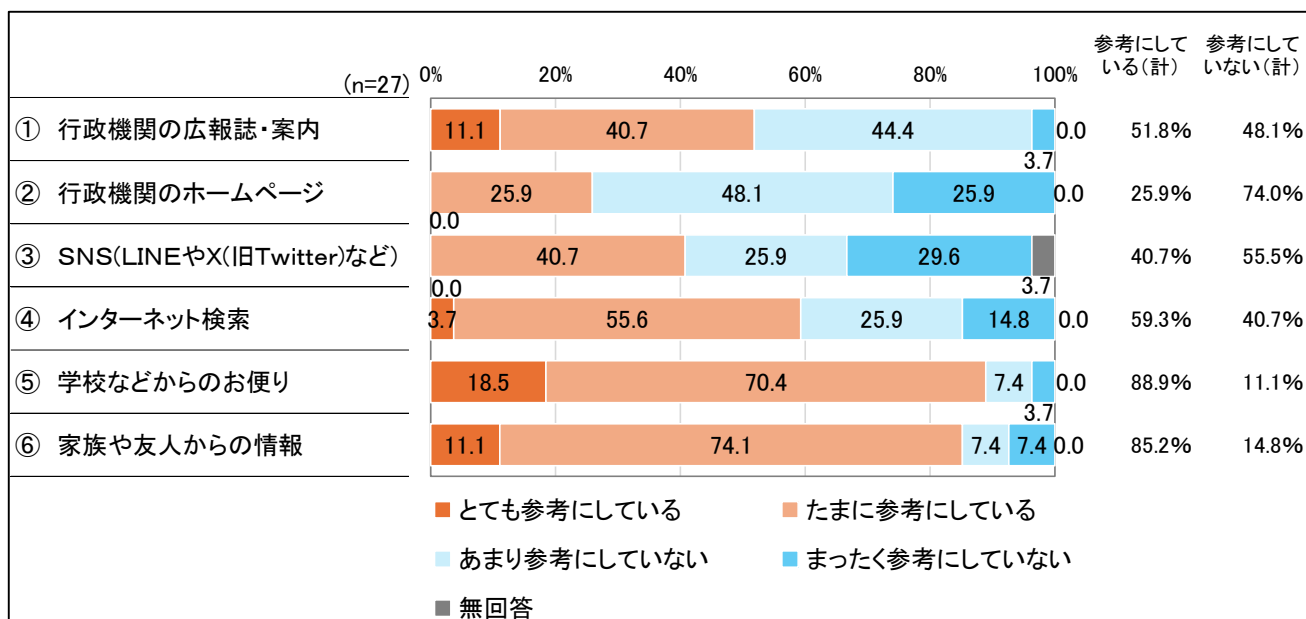
(2) 現在の暮らしについて

今後の生活に対する経済的な不安の有無については、「感じている」「どちらかといえば感じている」を合わせた割合をみると、66.6%となっており、「どちらからといえば感じていない」「感じていない」を合わせた割合をみると、18.5%となっています。



(3) 情報の入手手段について

こどもに関する施策の情報を得るための手段について、「とても参考になっている」「たまに参考になっている」を合わせた割合をみると、「①行政機関の広報誌・案内」は51.8%、「②行政機関のホームページ」は25.9%、「③SNS (LINE や X (旧 Twitter) など)」は40.7%、「④インターネット検索」は59.3%、「⑤学校などからのお便り」は88.9%、「⑥家族や友人からの情報」は85.2%となっています。



3 こども・若者の意識や生活等に関する調査

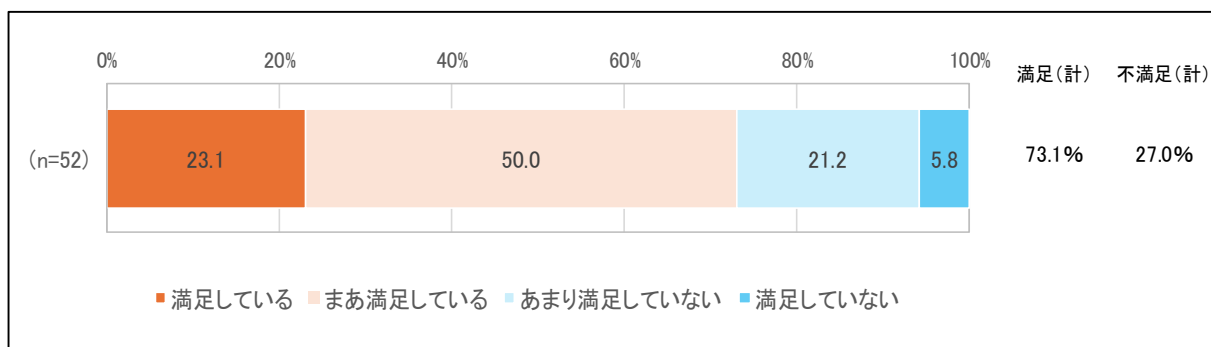
壮瞥町では、こども基本法に基づき、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、「壮瞥町こども計画」（計画期間：令和 7 年度から令和 11 年度）を策定します。

この調査は、令和 6 年 9 月 1 日時点で町内に在住する、15 歳～35 歳（高校生から若者）を対象に壮瞥町で生活するこどもや若者が抱える不安・悩みや将来に関する考え、支援ニーズを把握し、こども・若者施策等の方向性を一体的なものとして計画へ定めるための基礎資料とするために調査を実施しました。

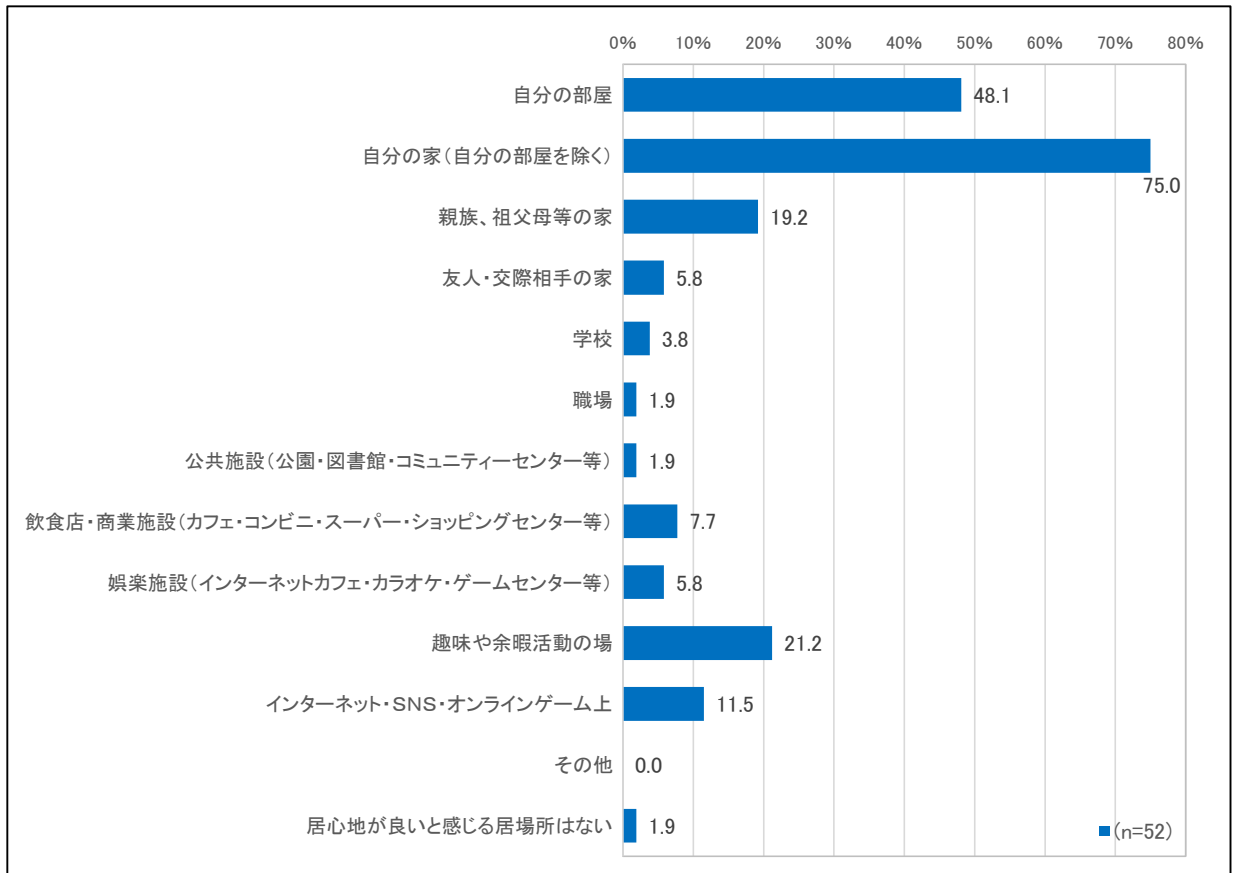
調査対象	調査方法	配布数 (人)	有効回収数 (件)		有効回収率 (%)
15～35 歳	郵送配布、 郵送・web 回収	400 人	WEB	32 件	13.0%
			郵送	20 件	
			計	52 件	

（１）日ごろの生活に対する考え等について

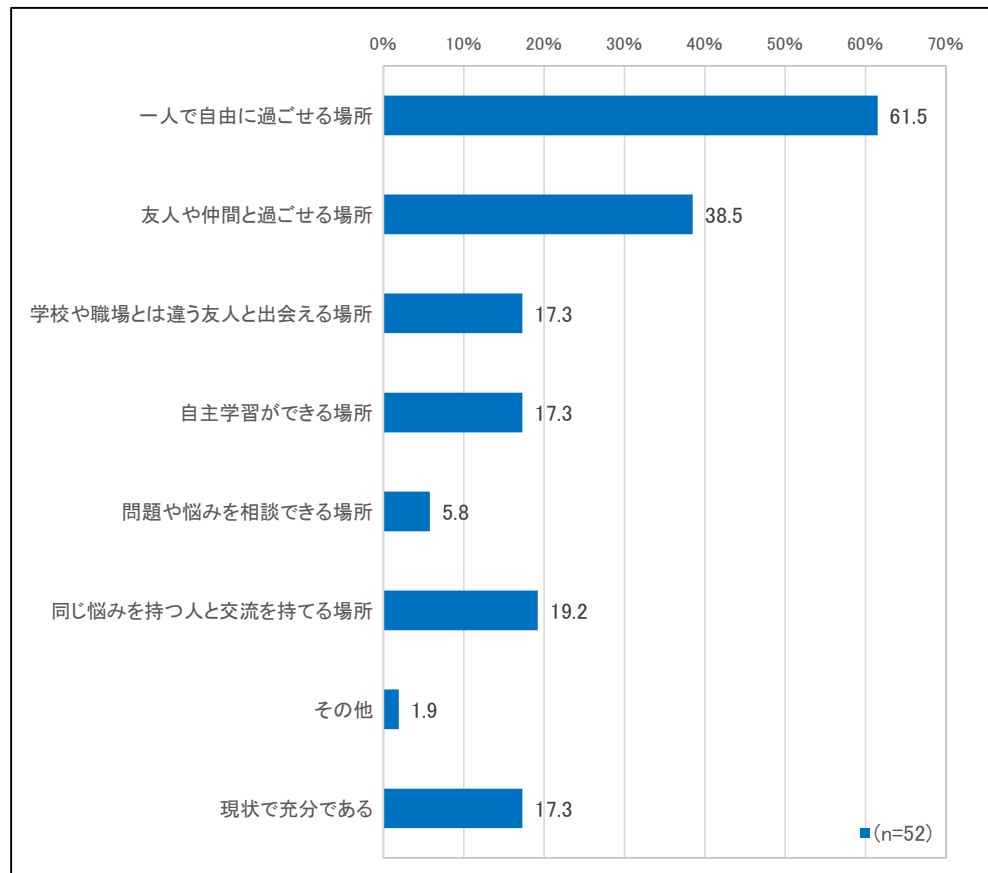
現在の生活にどのくらい満足しているかは、「満足している」「まあ満足している」を合わせた割合をみると 73.1%、「あまり満足していない」「満足していない」を合わせた割合をみると 27.0%となっています。



居心地がよいと感じる居場所は、「自分の家」が 75.0%と最も多く、次いで「自分の部屋」が 48.1%となっています。

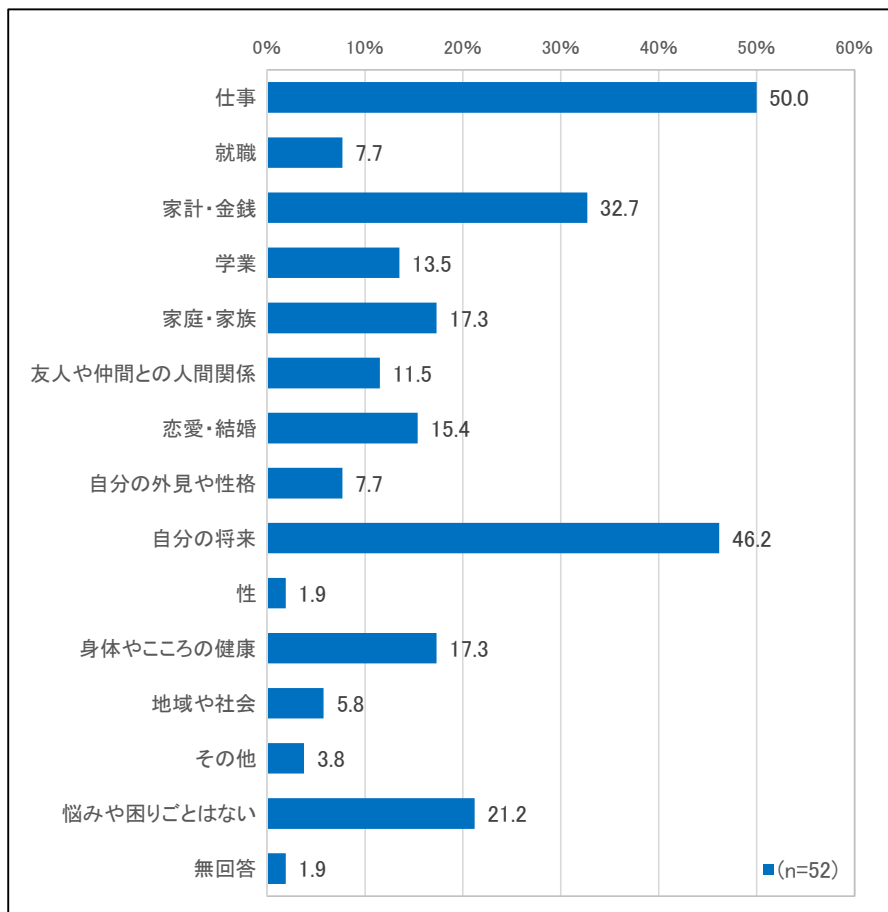


次の中で、あれば良いと思う居場所は、「一人で自由に過ごせる場所」が61.5%と最も多く、次いで「友人や仲間と過ごせる場所」が38.5%となっています。

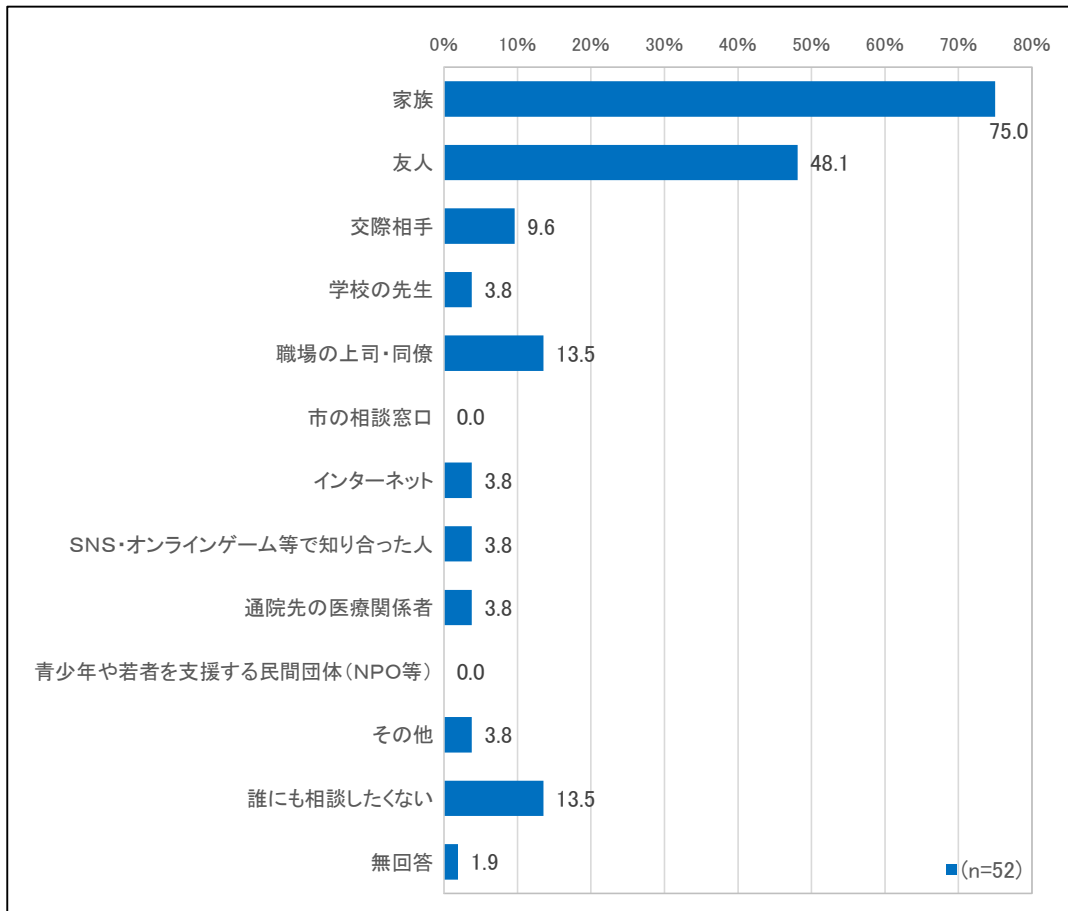


(2) 悩みごとや相談先について

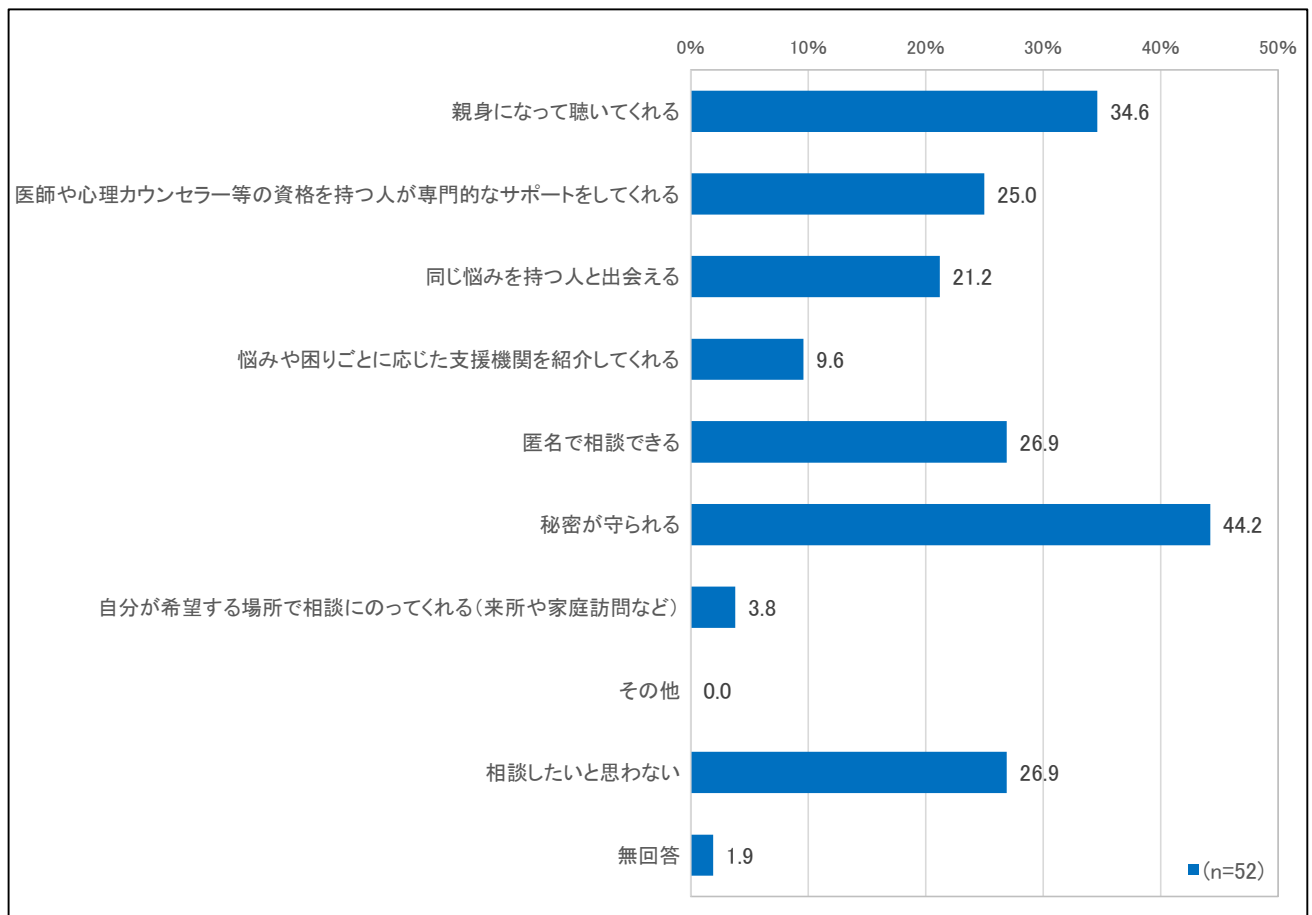
今、どのようなことに悩んだり困ったりしているかは、「仕事」が 50.0%と最も多く、次いで「自分の将来」が 46.2%、「家計・金銭」が 32.7%となっています。



悩んだり困ったりしたときは、誰（どこ）に相談しているかは、「家族」が 75.0%と最も多く、次いで「友人」が 48.1%となっています。

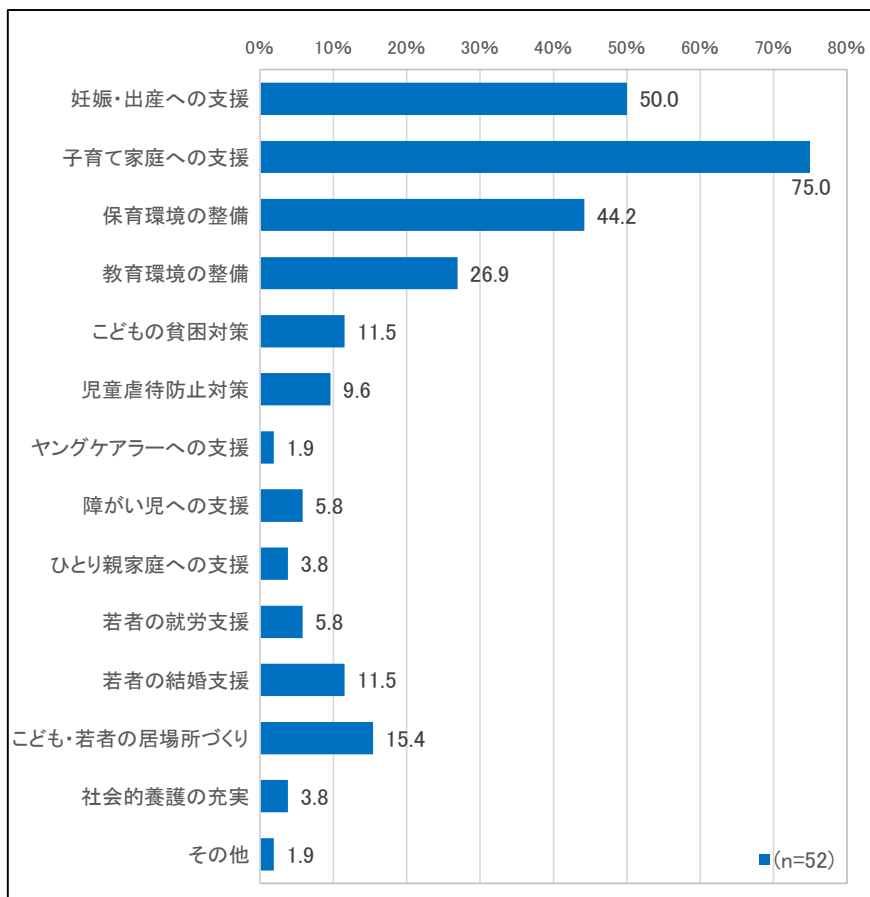


どのような相談窓口なら相談したいと思うかは、「秘密が守られる」が44.2%と最も多く、次いで「親身になって聴いてくれる」が34.6%、「匿名で相談できる」「相談したいと思わない」がそれぞれ26.9%となっています。



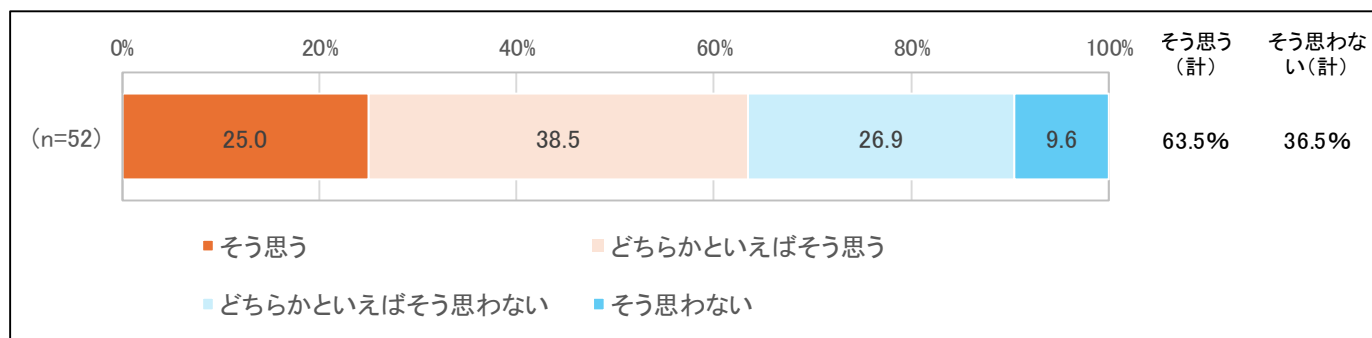
(3) 少子化対策について

行政に期待することは、「子育て家庭への支援」が75.0%と最も多く、次いで「妊娠・出産への支援」が50.0%、「保育環境の整備」が44.2%となっています。

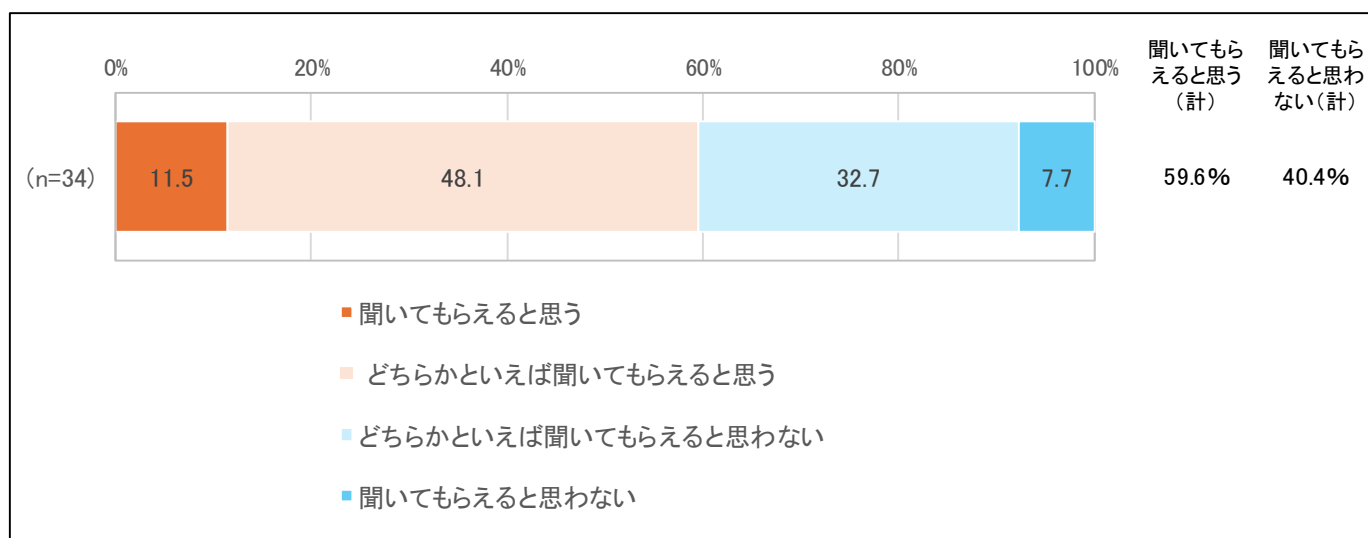


(4) 壮瞥町について

壮瞥町に今後も住みたいと思うかは、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合をみると、63.5%、「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」を合わせた割合をみると、36.5%となっています。



こども・若者の意見を聞いてもらえると思うかは、「聞いてもらえると思う」「どちらかといえば聞いてもらえると思う」を合わせた割合をみると、59.6%、「どちらかといえば聞いてもらえると思わない」「聞いてもらえると思わない」を合わせた割合をみると、40.4%となっています。



第4節 将来人口推計

住民基本台帳に基づき、「コーホート変化率法」により将来人口を推計すると、0～18歳の人口は、令和7年には290人であったものが、令和11年には270人となり、5年連続で減少が予想されます。

単位：人

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	6	10	10	10	10
1歳	11	13	11	12	13
2歳	12	11	13	11	12
3歳	15	11	10	12	10
4歳	9	15	11	10	12
5歳	22	9	15	11	10
6歳	20	21	8	13	10
7歳	13	20	21	8	13
8歳	12	13	20	21	8
9歳	13	13	14	22	22
10歳	17	13	13	14	22
11歳	19	17	13	13	14
12歳	16	21	19	15	14
13歳	18	16	21	19	15
14歳	14	18	16	21	19
15歳	13	14	18	16	21
16歳	17	13	14	18	16
17歳	25	17	13	14	18
18歳	18	23	15	11	11
0～2歳合計	29	34	34	33	35
3～5歳合計	46	35	36	33	32
6～8歳合計	45	54	49	42	31
9～11歳合計	49	43	40	49	58
12～14歳合計	48	55	56	55	48
15～18歳合計	73	67	60	59	66
0～18歳合計	290	288	275	271	270

※ 「コーホート変化率法」とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。なお、ここでいう「コーホート」とは、同じ年(または同じ時期)に生まれた人々の集団をさします。

第3章 計画の基本的な方針

第1節 計画の基本理念

本計画はこども基本法に基づいた計画であり、基本理念は、令和2年4月に創設した「子ども・子育て支援条例」の基本理念である「子どもの健やかな成長と、児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子どもの権利が尊重されること」、「関係機関や関係者が連携し、子どもたちが健やかに育つことができる環境を整えること」、「誰もが安心して子育てをし、子どもが生きる力を養い、健やかに成長することができる環境整備に取り組むこと」の理念に基づいた計画とします。また、こども基本法及びこども大綱をふまえて、すべてのこども・若者が身体的、精神的、社会的に将来にわたって幸せな状態で成長できる社会づくりをめざす計画とします。

第2節 計画の基本目標

基本目標は、本計画の中に基本理念を実現するための施策の柱として、「こどもの権利を守る」、「こども・若者の育ちを支える」、「保護者の子育てを支える」を盛り込み、こども・子育て支援を推進していきます。

基本目標1) こどもの権利を守る

すべてのこどもが個人として尊重されること、基本的人権が保障されること、差別的取り扱いを受けることがないように、広く「こどもの権利」について、周知・啓発を行うことが重要です。さらに、こどもの意見を尊重した取組を行うため、意見を表明しやすい環境を整備するなど、こどもの声を聴く機会の拡充等、必要とする支援につなげられる体制を整えていきます。

基本目標2) こども・若者の育ちを支える

こどもや若者が自立して、健全に育成されることが大切であり、そのために、こども・若者を権利の主体として、人格・個性を尊重し、権利を保障した上で、こどもや若者の生活の主体である家庭・学校・職場や地域が連携し合いながら、それぞれの場で最大限の力を発揮できるよう、こどもの教育の活性化を図っていくことが重要です。また、若者当事者が意見を表明しやすい場や機会を持ち、すべてのこども・若者が幸せな生活を過ごし、成長できるような環境を整備していくことが重要です。また、困難を抱えたこどもや若者を支援するため、必要な支援・制度等についての仕組みを構築する体制を整えていきます。

基本目標3) 保護者の子育てを支える

子育てをする保護者は、仕事との両立、家計の経済的な不安等、さまざまな悩みがあります。そうした悩みを解消できるように、必要な支援・情報提供・相談体制を整えるとともに、子育てにかかる負担を軽減するため、福祉サービスや経済的支援の推進を図っていきます。

第3節 まちづくり総合計画の基本構想の実現

本計画では、上位計画である「第5次壮瞥町まちづくり総合計画」の基本構想を具元化することと、「子ども・子育て支援条例」第5条の子どもに関する施策の策定及び推進の各号「子どもの健康保持及び増進」、「子どもの健やかな成長のために安全、安心な生活環境と、子どもの豊かな心をはぐむ教育環境づくり」、「地域の教育力を生かした体験と経験の機会づくり」、「子どもの主体的活動の機会づくり」の推進を目的とします。

第5次壮瞥町まちづくり総合計画の施策の体系は下記のとおりです。

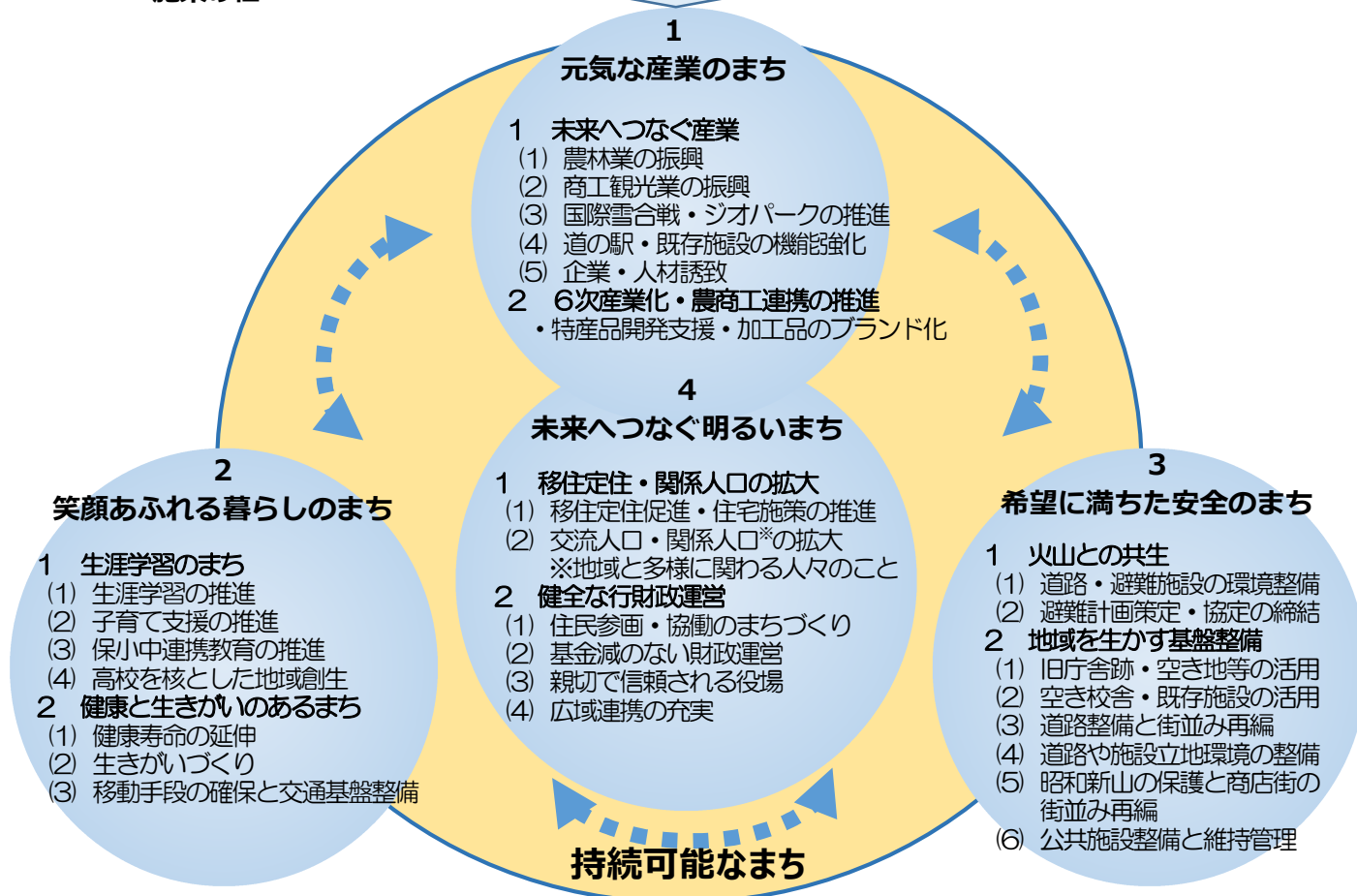
将来像

笑顔あふれる元気なまち そうべつ
夢・希望へチャレンジ
～ふるさととは 子どもたちへの贈り物～

(基本方針)

- 1 夢・希望の実現に向けて果敢にチャレンジするまち
- 2 笑顔あふれる人と地域が輝く元気なまち
- 3 子や孫世代（未来）へつなぐ持続可能なまち

施策の柱



第4章 こども・子育て支援サービスの量の見込み

計画期間におけるこども・子育て支援サービスの量の見込みは、市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引きに基づき、家族類型別のこどもの数に、ニーズ調査結果から得た意向率を乗じて算出しました。

ただし、算出した数値と過去の実績値の間に大きな乖離が認められた場合や、ニーズ調査の回収数が少なく、量の見込みに反映させることが困難な場合には、利用実績等を考慮した補正値をもって量の見込みとしています。

<国から示された量の見込み算出項目>

	対象事業	対象児童年齢
1	教育標準時間認定（認定こども園および幼稚園） ＜専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭＞	3～5 歳
2	保育認定①（幼稚園） ＜共働きであるが幼稚園利用のみの家庭＞	3～5 歳
	保育認定②（認定こども園及び保育所）	3～5 歳
3	保育認定③（認定こども園及び保育所＋地域型保育）	0 歳、1・2 歳
4	時間外保育事業	0～5 歳
5	放課後児童健全育成事業	1～3 年生、4～6 年生
6	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト別）	0～18 歳
7	地域子育て支援拠点事業	0～2 歳
8	一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・その他	3～5 歳 0～5 歳
9	病児保育事業	0～5 歳、1～6 年生
10	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	0～5 歳、1～3 年生、4～6 年生
11	利用者支援事業	0～5 歳、1～6 年生

※「妊婦健康診査」、「乳児家庭全戸訪問事業」などは、事業形態の性質上、調査とは別に量の見込みを算出。

<算出方法>

児童人口の推計	コーホート変化率法によって、令和 7～11 年度の 0～18 歳のこどもの人口を推計する。
家庭類型の分類	ニーズ調査結果の父親・母親の就労形態及び就労希望の形態（フルタイム、パートタイム、無業）から家庭類型を区分し、それぞれの家庭類型の児童数の割合を算出する。 【家庭類型】 ※ 1 年以内の就労希望がある者は、希望の就労形態により区分する。 タイプ A : ひとり親家庭 タイプ B : フルタイム×フルタイム タイプ C : フルタイム×パートタイム タイプ C' : フルタイム×パートタイム（短時間） タイプ D : 専業主婦（夫） タイプ E : パート×パート タイプ E' : パート×パート（短時間） タイプ F : 無業×無業
量の見込み算出	家庭類型ごとに利用状況・利用意向（希望）から割合を求め、それを年度ごとの児童数の推計値に掛け合わせるにより、量の見込みを算出する。 ●教育・保育の量の見込みの場合、1 号、2 号、3 号別に、年度ごとに算出。 ●地域子ども・子育て支援事業の場合、事業別に年度ごとに算出。

年齢別に分類

第 1 節 こどものための教育・保育の量の見込み

本町における教育・保育施設の量の見込みは、下表のとおりです。

単位：人

	6 年度 (実績)	7 年度 (推計)	8 年度 (推計)	9 年度 (推計)	10 年度 (推計)	11 年度 (推計)
① 第 1 号認定こども（3 歳以上保育の必要性なし）	3	2	2	2	2	2
認定こども園 短時間児（①）	3	2	2	2	2	2
② 第 2 号認定こども（3 ～ 5 歳）	36	37	33	33	30	29
③ 第 3 号認定こども（0 歳）	3	3	3	6	6	6
④ 第 3 号認定こども（1，2 歳）	18	18	15	15	18	18
保育所、認定こども園 長時間児（②＋③＋④）	57	58	51	54	54	53

※各年 4 月時点の入所者数を想定

第2節 地域子ども・子育て支援事業等の量の見込み

本町の地域子ども・子育て支援事業等の量の見込みは、下表のとおりです。

	6年度 (見込み)	7年度 (推計)	8年度 (推計)	9年度 (推計)	10年度 (推計)	11年度 (推計)
① 利用者支援事業	延 150 人	延 150 人	延 150 人	延 150 人	延 150 人	延 150 人
② 地域子育て支援拠点事業	35 人/月	35 人/月	35 人/月	35 人/月	35 人/月	35 人/月
③ 妊婦健康診査	9 人	12 人	12 人	12 人	12 人	12 人
④ 妊婦等包括相談支援事業	12 人	21 人	24 人	24 人	24 人	24 人
⑤ 産婦健康診査	5 人	9 人	12 人	12 人	12 人	12 人
⑥ 新生児聴覚検査	2 人	9 人	12 人	12 人	12 人	12 人
⑦ 乳児家庭全戸訪問事業 (新生児・産婦訪問事業)	3 人	9 人	12 人	12 人	12 人	12 人
⑧ 産後ケア事業	1 人	5 人	6 人	6 人	6 人	6 人
⑨ 養育支援訪問事業等	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
⑩ 子育て短期支援事業	未実施	-	-	-	-	-
⑪ ファミリー・サポート・センター事業	未実施	4 人/日	4 人/日	4 人/日	4 人/日	4 人/日
⑫ 一時預かり事業（認定こども園短時間児を対象）	未実施	-	-	-	-	-
⑬ 一時預かり事業（⑫以外）	未実施	5 人/日	5 人/日	5 人/日	5 人/日	5 人/日
⑭ 延長保育事業	未実施	-	-	-	-	-
⑮ 病児保育事業	未実施	3 人/日	3 人/日	3 人/日	3 人/日	3 人/日
⑯ 放課後児童健全育成事業	19 人	32 人	33 人	36 人	35 人	32 人
⑰ 時間外保育事業	未実施	-	-	-	-	-
⑱ 児童育成支援拠点事業	未実施	-	-	-	-	-
⑲ 親子関係形成支援事業	未実施	-	-	-	-	-
⑳ 乳児等通園支援事業	未実施	-	-	-	-	-

※令和6年度は4月1日現在の登録者数

第3節 区域の設定

「子ども・子育て支援法」では、子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、量の見込みやその確保方策を「教育・保育提供区域」ごとに設定することが定められています。

壮瞥町の教育・保育施設として、滝之町地区に認定こども園そうべつ保育所があります。こどもの健やかな成長のためには、こども同士の関係づくりや互いに尊重する心を育んでいくことが大切であり、そのためには、少人数の中で特定のこどもとの関係づくりを進めるよりも、一定の規模の集団の中で様々なこどもと接することが重要です。本町では、こどもの人口が減少し、また、滝之町保育所が施設の老朽化に伴い、認定こども園そうべつ保育所、そうべつ子どもセンターを開設し、幼保一体のサービスをスタートさせたところで、町全体でサービスの提供体制の整備を図っています。

教育・保育提供区域は、事業資源の配置バランス上の枠組みであり、細かく設定すれば、きめこまやかな計画になりますが、弾力的な運用がしづらいものとなります。

以上のような理由から、壮瞥町では、教育・保育提供区域を教育・保育及び子育て支援事業を通じて全町1地区として設定し、引き続き、町全域で子ども・子育て支援サービスの調整を図っていきます。

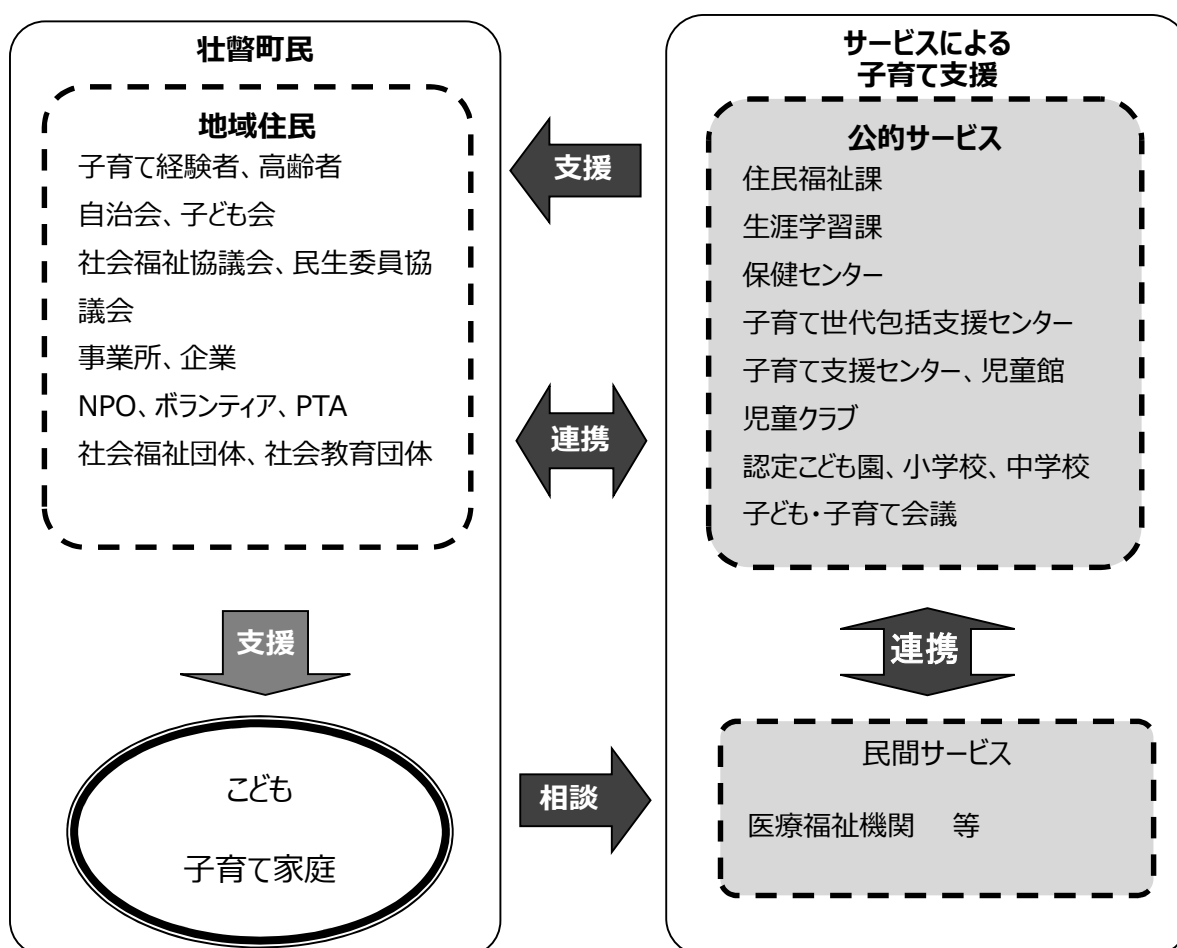
第5章 こども・子育て支援サービスの確保方策

第1節 関係機関との連携体制の構築

本計画における多くの事業は、住民が総力をあげて取り組むべき大きな課題であり、関係各所との密接な連携が不可欠であることから、様々な広報活動や生涯学習等の機会を通じて、住民の意識啓発を推進します。

なお、事業の実施にあたっては、人と人とのふれあいや、様々な人たちとの関わりが重要な要素であるため、こどもを含む住民のニーズを十分に把握したうえで、各種関係団体と連携して施策を推進していきます。

<連携イメージ図>



第2節 各種事業の確保方策

1 こどものための教育・保育の確保方策

壮瞥町では、認定こども園そうべつ保育所の利用者が、教育・保育給付の対象となります。0～2歳児保育の利用希望数が高く出ておりますが、利用者のニーズに合わせて入所定員数の検討を行います。

〔確保方策〕

単位：人

	7年度 (推計)	8年度 (推計)	9年度 (推計)	10年度 (推計)	11年度 (推計)
① 第1号認定こども（3歳以上保育の必要性なし）	10	10	10	10	10
認定こども園 短時間児（①）	10	10	10	10	10
② 第2号認定こども（3～5歳、保育所等利用希望者）	54	54	51	51	51
③ 第3号認定こども（0歳）	3	3	6	6	6
④ 第3号認定こども（1，2歳）	18	18	18	18	18
認定こども園 長時間児（②＋③＋④）	75	75	75	75	75

2 地域子ども・子育て支援事業等

（1）利用者支援事業

こどもやその保護者、または妊娠している人が、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供をし、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。壮瞥町では、子育て支援に関する情報提供や相談は、子育て世代包括支援センター（保健センター）で受けています。必要に応じて関係機関と連携を図り、対応に努めていきます。

（2）地域子育て支援拠点事業

乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を身近な場所で実施する事業です。そうべつ子どもセンター内の「子育て支援センターげんき」で、週5日開設しており、引き続き事業を実施します。また、月に1回、サークル日を設け各種行事を継続して実施します。

（3）妊婦健康診査

妊婦健康診査については、妊婦の経済的負担と精神的不安を軽減し、安心・安全な出産のために、妊婦一般健康診査受診票（14回分）、超音波検査受診票（11回分）を交付します。

（４）妊婦等包括相談支援事業

妊娠時から妊産婦に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるため、母子健康手帳交付時やマタニティ教室、妊産婦交流会、赤ちゃん訪問等で面談を実施し、継続的な情報発信等を行い、必要な支援につなげるよう努めています。

（５）産婦健康診査

産後間もない時期は、心や身体のバランスが崩れやすい状態であるため、産婦健康診査受診票（２回分）を交付し、健診にて心や身体の状態のチェックをし、産婦の精神的不安を軽減しながら、安心・安全な育児ができるよう支援していきます。

（６）新生児聴覚検査

生まれてまもない新生児を対象に実施する新生児聴覚検査スクリーニングは、聴覚障害の早期発見・早期治療のためには必要な検査であるため、受診券を発行し、少しでも子育ての経済的負担を軽減していきます。

（７）乳児家庭全戸訪問事業（新生児・産婦訪問）

生後４か月までの乳児がいる全家庭を訪問し、不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供や助言を行う事業です。引き続き全戸訪問に努めています。

（８）産後ケア事業

出産後１年未満の産婦とその乳児に医療機関や助産院への宿泊や、助産師の家庭訪問、心身のケアや育児サポート等を行い、産後も安心して育児ができるよう支援を実施していきます。

（９）養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための指導・助言等を行う事業です。新生児訪問や、乳幼児健診未受診者の家庭への訪問を通して、家庭状況を把握し、適切な支援に努めています。

(10) 子育て短期支援事業

短期入所生活援助（ショートステイ）は、保護者が疾病・疲労などの身体上・精神上・環境上の理由によりこどもの養育が困難となった場合等に、児童養護施設などの保護を適切に行うことができる施設において、原則として7日以内の養育・保護を行う事業です。

夜間養護等（トワイライトステイ）は、平日の夜間又は休日に不在となり、緊急的に児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かる事業です。

町内での確保は難しいため、近隣市町と連携をとり、確保方策の検討をしていきます。

(11) ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センターは、こどもの預かり等の援助を受けることを希望する人と、援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。利用者ニーズの把握に努めながら一時的なこどもの預け先について、住民同士が協力できるような体制づくりに向けて、意識の啓発や、必要な研修制度の導入等、体制づくりを検討していきます。

(12) 一時預かり事業

一時預かり事業は、未就園児について、主に昼間に保育所その他の場所において、一時的に預かる事業です。利用者ニーズを把握しつつ事業実施に向けた検討を行うとともに近隣市町との連携強化に努めます。

(13) 延長保育事業

延長保育事業は、11時間以上の開所時間で保育を行う事業です。今後、利用者のニーズ調査を行い、動向を踏まえつつ事業化について検討します。

(14) 病児保育事業

病児保育事業は、こどもが発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応を行う事業です。町内あるいは、周辺の市町と連携をとり、確保方策の検討をしていきます。

(15) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ・放課後子ども教室）

放課後児童健全育成事業は、共働き家庭など留守家庭のおおむね 11 歳未満の児童に対して、学校の余裕教室、公民館などで、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。壮瞥町では、そうべつ児童クラブを開設しており、引き続き継続していきます。

また、計画期間内において、放課後児童クラブが放課後子ども教室と一体となった事業を実施することを目指し、各関係機関が連携し取組を推進していきます。

(16) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図るための事業です。国や近隣市町の動向を把握しながら、必要に応じて、実施の検討をしています。

(17) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図っていくための事業です。近隣市町の動向を踏まえながら、事業実施に向けた検討をしています。

(18) 乳児等通園支援事業

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付を支援する事業です。（0 歳 6 か月～満 3 歳未満児の未就園児が対象）国や近隣市町の動向を把握しながら、実施の検討をしています。

(19) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。国や近隣市町の動向を把握しながら、必要に応じて実施の検討をしています。

(20) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。国や近隣市町の動向を把握しながら、必要に応じて実施の検討をしていきます。

〔確保方策〕

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
① 利用者支援事業	実施	実施	実施	実施	実施
② 地域子育て支援拠点事業	35人/月	35人/月	35人/月	35人/月	35人/月
③ 妊婦健康診査	12人	12人	12人	12人	12人
④ 妊婦等包括相談支援事業	21人	24人	24人	24人	24人
⑤ 産婦健康診査	9人	12人	12人	12人	12人
⑥ 新生児聴覚検査	9人	12人	12人	12人	12人
⑦ 乳児家庭全戸訪問事業 (新生児・産婦訪問事業)	9人	12人	12人	12人	12人
⑧ 産後ケア事業	5人	6人	6人	6人	6人
⑨ 養育支援訪問事業等	1人	1人	1人	1人	1人
⑩ 子育て短期支援事業	－	－	－	－	－
⑪ ファミリー・サポート・センター事業	4人/日	4人/日	4人/日	4人/日	4人/日
⑫ 一時預かり事業（未就園児対象）	5人/日	5人/日	5人/日	5人/日	5人/日
⑬ 一時預かり事業（認定こども園短時間児）	－	－	－	－	－
⑭ 延長保育事業	－	－	－	－	－
⑮ 病児保育事業	3人/日	3人/日	3人/日	3人/日	3人/日
⑯ 放課後児童健全育成事業	34人	34人	34人	34人	34人
⑰ 時間外保育事業	－	－	－	－	－
⑱ 児童育成支援拠点事業	－	－	－	－	－
⑲ 親子関係形成支援事業	－	－	－	－	－
⑳ 乳児等通園支援事業	－	－	－	－	－

第6章 施策の展開

第1節 地域における子育ての支援

<現状と今後の方向性>

- 就学前のこどもの教育・保育については、公立の認定こども園そうべつ保育所で実施しています。入所児童数は、ほぼ横ばいに推移しています。
- 保護者の就労など多様なニーズに応じて、生後6か月からの乳児保育や障がい児保育、小学生を対象とした放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）を実施しています。

参考 利用者数

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
通常保育（長・短両方）	56人	57人	60人
乳児保育事業	1人	3人	2人
障がい児保育	0人	0人	0人

※各年5月1日現在の人数

- 親子の交流・相談・遊びの場については、子育て支援センターげんきにて週5日の開設を実施しています。また、月1回のサークルの開催や、随時こども相談を実施し、親の育児不安の軽減に努めています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域子ども・子育て支援拠点事業	354人	339人	583人

※各年3月31日現在の人数

- 保護者の育児疲れを解消するため、一時的なこどもの預け先について、住民同士が協力できるようなファミリー・サポート・センター事業や一時預かり事業の体制づくりについて検討を行います。
- 日常的に運動に親しむこどもを増加させ、生涯にわたって運動やスポーツを継続し、心身共に健康で幸福な生活を営むことができるよう、1週間の総運動時間（体育授業を除く）が60分以上の児童を増やし、体力の向上を図ります。

<基本方針>

- ① 保育サービスの充実
- ② 地域における様々な子育て支援サービスの充実
- ③ 児童の健全育成

1 保育サービスの充実

事業 番号	事業名	内容	令和5年度 事業量・実績	目標事業量	担当課
1	就学前児童の ための教育・保育 の提供	そうべつ保育所においては朝7時30分から18時30分までの11時間保育を実施します。第5章に定める確保方策に基づき、就学前の教育・保育を提供していきます。	認定こども園 そうべつ保育所 定員 85 名	継続	住民 福祉課
2	乳児(0歳児) 保育事業	そうべつ保育所において6か月より受入れをしています。引き続き事業を継続します。	1 か所 3 人	継続	住民 福祉課
3	障がい児保育 事業	そうべつ保育所で、集団保育が可能な障がい児を受け入れる保育事業を推進します。	1 か所 0 人	継続	住民 福祉課
4	放課後児童健 全育成事業	壮瞥小学校区において、小学校1～6年生を対象に、そうべつ児童クラブを実施します。第5章に定める確保方策に基づき、就学前の教育・保育を提供していきます。	1 か所 290 日開設 定員 25 名	継続	住民 福祉課
5	ファミリー・サポ ート・センター事業	こどもの預かり等の援助を受けることを希望する人と、援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡、調整を実施する事業の検討をしていきます。	無	実施検討	住民 福祉課
6	一時預かり事業	未就園児を対象で昼間の時間帯に保育所その他の場所で一時的に預かる事業の検討をしていきます。	無	実施検討	住民 福祉課
7	保育料・副食費 無償化事業	保育料及び副食費は全額無償となったため徴収しません。	令和6年4月1日 より実施	継続	住民 福祉課

2 地域における様々な子育て支援サービスの充実

事業 番号	事業名	内容	令和5年度 事業量・実績	目標事業量	担当課
8	機関訪問	情報交換が必要な機関と連携しながら、胆振西部児童デイサービスセンター職員、太陽の園作業療法士・臨床心理士、言語聴覚士、機関関係者が必要に応じ訪問します。	年4回	継続	住民 福祉課
9	子育て支援拠点事業	子育て親子の交流の場の提供と促進、子育てに関する相談・援助・講習等の子育て支援センターげんきにて開催します。	町営 週5開設 職員2名配置	継続	住民 福祉課
10	子育てに関する 情報提供の充 実	ホームページや広報等の媒体を通じて、子育てに関する情報提供の充実に努めます。また、地域住民にとって身近な施設となるよう、保育所や学校の活動内容等を公表します。	実施	継続	住民 福祉課 生涯 学習課
11	子育て応援ごみ 袋配布事業	乳幼児を持つ子育て家庭に対して、紙おむつ等を処理するための町指定の可燃用ごみ袋を配布します。	実施	継続	住民 福祉課
12	子育て応援祝 金事業	町内の子育て世帯の経済負担軽減を図るとともに、出生・進学することにも対する『お祝い』の意を表するため、祝金と町内商品券を支給します。	実施	継続	住民 福祉課

3 児童・生徒の健全育成

事業 番号	事業名	内容	令和5年度 事業量・実績	目標事業量	担当課
13	読書活動推進 事業	読書活動の一環として、読書に親しむための 人形劇や、映画鑑賞、学校ブックフェスティバ ル等を実施します。	実施	継続	生涯 学習課
14	こども会各種 交流事業	町内こども会活動の支援と、「新年！伝統あ そびの会」等を開催します。	実施	継続	生涯 学習課
15	ブックスタート	乳幼児健診時等に合わせ、絵本の読み聞か せを通して、親と子のスキンシップを深めること を応援する子育て支援策として「ブックスター トパック」を配布します。	実施	継続	生涯 学習課
16	保育所、小学 校、中学校の 連携（一貫教 育）	保育所等から小学校、小学校から中学校へ の進学が滑らかになるように、授業や行事等 を合同で行う機会を増やしていきます。将来 的に保、小、中の一貫教育を目指します。 ・保育所交流 ・交流給食 ・スタートカリキュラム ・乗り入れ授業 ・小中交流会	実施	継続	住民 福祉課 生涯 学習課
17	思春期における 乳幼児とのふれ あい体験学習等	次代の親となるべきこどもたちが、命の尊さ、 大切さを実感できるように、中学生を対象と し乳幼児とのふれあい体験や妊婦体験、性 教育講義等を実施します。	実施	継続	住民 福祉課
18	図書フェスティバ ル事業	親子で読書に親しみコミュニケーションの場と して図書室の利用増と、こどもたちが本に親し むきっかけづくりの場として実施します。	実施	継続	生涯 学習課
19	キッズスポーツク ラブ	幼少年期よりスポーツに親しむことによって、ス ポーツ活動に興味関心を高めさせることを目 的に実施します。	実施	継続	生涯 学習課

第2節 母親と乳幼児等の健康の確保と増進

<現状と今後の方向性>

- 子育て世代包括支援センターにおいて、妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師や管理栄養士等の専門職員が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整するなどして、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供していきます。また、令和6年4月から市町村は母子保健と児童福祉の両分野が一体的に相談支援を行う機関として「こども家庭センター」の設置に努めることとされているため、本町においても今後、設置を検討していきます。
- 食は生涯を通じて健康に生活するための基礎であり、乳幼児期から、望ましい食習慣の定着を図っていくことが重要です。食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、保健分野や教育分野、そして地域が連携しつつ、食に関する学習機会や情報提供を進めることが必要です。
- 安心してこどもを産み、健やかに育てることができるよう地域小児医療体制の整備を図ります。
- 支援が必要な里帰り出産する方については、里帰り先の市町村及び医療機関と情報共有・連携を図り、安心して出産・育児できるよう体制の整備を図ります。
- 妊娠中の妊婦の喫煙について、「健やか親子21（第2次）」では、低出生体重児の出産を減らすため妊婦中の喫煙をなくすことが目標とされています。また、妊娠中のパートナーの喫煙率についても、妊婦への健康状態への影響も懸念されることから、喫煙状況を把握し、禁煙指導に努めます。
- 流産・死産等を経験された方に対して、行政や医療機関などの関係者が情報を共有し、精神的な負担を軽減するための配慮等を行うよう努めるとともに、相談できる体制の整備を図ります。

<基本方針>

- ①こどもや母親の健康の確保
- ②食育の推進
- ③小児医療の充実

1 こどもや母親の健康の確保

事業番号	事業名	内容	令和5年度 事業量・実績	目標事業量	担当課
20	母子健康手帳 交付時の面接	妊娠期の不安軽減を図るため、母子健康手帳交付時に保健師等の専門職による面接を実施します。	9人交付 9人実施	面接率 100%	住民 福祉課
21	妊婦健康診査	妊婦と胎児の健康を守り、妊娠経過が順調かどうか、妊婦一般健康診査受診票、超音波検査受診票を交付し、適切に受診行動がとれているか確認していきます。	15人交付 15人受診	受診率 100%	住民 福祉課
22	マタニティ教室	第1子の妊婦を対象に、安定した妊娠期を過ごし、また、安心して出産・育児にのぞめるよう、沐浴の仕方や栄養面、産後のメンタルヘルス等についての知識の普及などの支援を実施します。	3回実施	継続	住民 福祉課
23	産婦健康診査	出産後2週間後と1ヵ月前後に行う健康診査の受診票を交付します。	12人交付 12人受診	受診率 100%	住民 福祉課
		産後1か月健診時のEPDSが9点未満となるよう妊娠早期から、産後うつ予防やハイリスク者への支援を実施します。	EPDS9点以上の 産婦の数 0人	1人以下	
24	産後ケア事業	出産後1年未満の産婦とその乳児に対して、心身のケアや育児サポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援を行います。	産婦12人 3人利用 利用率25%	利用率 50%	住民 福祉課
25	赤ちゃん訪問 (低体重児・未 熟児訪問を含 む)	新生児・乳児の異常の早期発見と、より良い成長、発達を促していけるよう支援するため保健師が家庭を訪問し、身体計測や育児相談等を実施します。	10人実施 100%訪問	100%訪問	住民 福祉課
26	乳児健診	3～5か月児を対象に、年4回、診察、身体計測、発達チェック、育児相談、栄養相談等を実施します。	100%	年4回受診率 100%	住民 福祉課
		妊婦と赤ちゃんの健康を守るため、子育てアンケートにおいて、妊娠中の喫煙状況を把握します。	妊娠中の喫煙者 妊婦 0人	妊婦 0人 パートナー2人	
27	1歳6か月児 健診	1歳6か月児を対象に、年4回小児科・歯科診察、育児・栄養相談、歯科指導、身体計測、発達チェック等を実施します。	80.0%	年4回受診率 100%	住民 福祉課

事業 番号	事業名	内容	令和5年度 事業量・実績	目標事業量	担当課
28	3歳児健診	3歳児を対象に、年4回小児科・歯科診察、育児・栄養相談、歯科指導、身体計測、発達チェック等を実施します。	91.0%	年4回受診率 100%	住民 福祉課
29	5歳児健診	5歳前後の児を対象に、年4回小児科、育児・栄養相談、身体計測、発達チェック等を実施します。	令和6年度より 実施	受診率 100%	住民 福祉課
30	乳幼児 健康相談	7～9か月、11月～13か月、2歳児を対象に育児・栄養相談等を実施します。	7～9か月 実施率 100% 11～13か月 実施率 100% 2歳 実施率 100%	実施率 100%	住民 福祉課
31	フッ素塗布	1歳半～3歳児の全てのこどもを対象に、年3回、フッ素塗布、歯科指導、育児相談、栄養相談を実施します。 また、むし歯のない3歳児の割合を算出し、歯の健康指導につなげます。	受診率 65.2% むし歯のない3歳児 100%	年3回受診率 70% むし歯のない3歳児 100%	住民 福祉課
32	妊産婦の歯科 健診・保健指導	妊産婦の口腔の健康の保持・増進を図るため、歯科健診と保健指導の実施を検討します。	無	実施検討	住民 福祉課
33	保育所入所児 フッ化物洗口	年中、年長児保育所在園児にフッ化物洗口を実施します。	実施	継続	住民 福祉課
34	小・中学校 フッ化物洗口	小学校・中学校在籍の希望者を対象に、毎週1回フッ化物洗口を実施します。	実施	継続	生涯 学習課
35	予防接種	感染予防を図るため、医療機関に各種予防接種を実施します。	乳幼児法定接種 92.2%	乳幼児法定接種 100%	住民 福祉課
36	幼児歯科健診	こどもの歯の健康を守るため、毎日の仕上げ磨きの大切さを保護者に伝えます。	仕上げ磨き実施率 1歳6か月 75.0% 3歳 100%	仕上げ磨き実施率 1歳6か月 80.0% 3歳 100%	住民 福祉課
37	子育てアンケート の実施	3～5か月、1歳6か月、3歳児健診において、子育てアンケートを実施し、子育てに関する不安や悩みを把握しながら、相談・支援を実施します。	実施	継続	住民 福祉課

2 食育の推進

事業 番号	事業名	内容	令和5年度 事業量・実績	目標事業量	担当課
38	保育所自園野菜栽培等による食育の推進	保育所園庭において園児野菜栽培や町内農家より提供いただいた野菜を給食に使用し、食育の推進を行います。	実施	継続	住民 福祉課
39	離乳食相談・訪問	生後5か月から始まる離乳食について、管理栄養士が訪問や面接等により指導・相談対応を行います。	実施	継続	住民 福祉課

3 小児医療の充実

事業 番号	事業名	内容	令和5年度 事業量・実績	目標事業量	担当課
40	子ども医療費助成事業	高等学校終了前までを対象に、入院・通院費の自己負担額の全額を助成します。道外の病院を受診した場合は、医療費を支払った領収書により償還払いとします。	実施	継続	住民 福祉課
41	小児救急支援事業	休日及び夜間の小児医療確保について、日鋼記念病院、製鉄記念室蘭病院の2院で対応するため、胆振西部3市3町で費用負担します。	2か所	2か所	住民 福祉課
42	法定外予防接種費用補助事業	乳幼児期から就学前までを対象に、インフルエンザ、おたふくかぜの予防接種の費用を全額あるいは半額助成します。	実施	継続	住民 福祉課

第3節 心身健やかな成長に資する教育環境の整備

＜現状と今後の方向性＞

- 少子高齢化、核家族化の進行や就労形態の変化において、人間関係の希薄化が顕著に現れ、子育ての不安や孤立感が高まっています。また、児童虐待、いじめ、貧困問題や電子メディアとの付き合い等、子どもたちを取り巻く環境はめまぐるしく変化している中、地域全体で子どもたちの成長を支える体制づくりが重要になってきます。
- 家庭は、子育ての第一義的な責任を有していることを踏まえ、子育てを取り巻く環境に対応し、子育て家庭の負担を配慮し子育て世代が安心して、子どもを産み育てることができる子育て支援施策を推進していきます。
- 子どもたちには家庭や地域、学校において多くの地域資源を活かした体験や経験と学びを通して、一人ひとりが豊かな個性を育み、知徳体のバランスのとれた教育で「生きる力」を身につけ、健やかな成長を地域で見守りながら、子どもたちの主体的な成長を支える環境を整えていきます。

＜基本方針＞

- ①子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備
- ②家庭や地域の教育力の向上
- ③地域全体で子どもたちを育てる環境の整備

1 こどもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備

事業 番号	事業名	内容	令和5年度 事業量・実績	目標事業量	担当課
43	フィンランド国派遣海外研修事業	友好都市であるケミヤルヴィ市へ中学生を派遣し、見聞を広め、国際的な視野と感覚を養い国際化の時代に対応出来る人材を育成します。	実施	隔年	生涯 学習課
44	生徒指導連絡協議会の設置	各学校及び関係機関との連絡会議を実施します。	実施	継続	生涯 学習課
45	各学校での防犯教室実施	各小・中学校で危機管理マニュアル等を作成し、「交通安全」「防犯」教室などを実施します。	実施	継続	生涯 学習課
46	コミュニティスクール事業の推進	小、中、高校に学校運営協議会を設置し、各校の学校評価の実施と学校運営の充実に努めます。	小、中、高校 設置	継続	生涯 学習課
47	公立学校施設の整備充実推進事業	各小・中学校の施設修繕や図書備品の整備等を行います。	実施	継続	生涯 学習課
48	防犯ブザーの配布	新入学1年生（小・中）に防犯ブザーを1人1個配布します。	実施	継続	生涯 学習課
49	地域学校協働活動事業	学校と地域をつなぐ地域コーディネーターを配置し、幅広い地域住民や団体等の参加を得て、地域とともにある学校を目指します。	実施	継続	生涯 学習課
50	教育相談事業	児童、生徒に関するさまざまな不安や悩みの相談事業を実施しています。	実施	継続	生涯 学習課
51	人権教育活動事業	児童、生徒の人権尊重のための知識や技術及び態度を養うことを目的として人権教育を実施します。	実施	継続	生涯 学習課
52	スクールカウンセラーの派遣	児童生徒の心理に関して、高度で専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを小・中・高等学校へ派遣し、心の悩みの深刻化やいじめ・不登校等の未然防止、早期発見、早期対応を図ります。	実施	継続	生涯 学習課

2 家庭や地域の教育力の向上

事業 番号	事業名	内容	令和5年度 事業量・実績	目標事業量	担当課
53	子育てボランティアの育成の検討	草刈り、除雪作業、行事への協力、読み聞かせ等、保育サービスの運営の一部に、子育てを応援したい住民の力を活用できるようなボランティアの育成と方策を検討します。	無	実施検討	住民 福祉課
54	祖父母教室開催の検討	祖父母世代が孫や地域のこどもたちの育児を、自信を持って、適切に行うことができるよう、祖父母世代を対象に育児情報・育児に関する学習の機会を提供します。	無	実施検討	住民 福祉課

第4節 こどもと子育て家庭を支援する環境の整備

<現状と今後の方向性>

- こどもや子育て家庭の保護者が、安全・安心に通行することができる道路交通環境の整備や、安全・安心に利用できる公園や公共施設等のバリアフリー化等を進めていく必要があります。
- 令和6年9月に実施したニーズ調査結果では、家庭において子育て（教育を含む）を日常的に関わっているのは「父母ともに」が76.0%となっていました。主に「母親」が24.0%という結果となっています。子育て家庭の保護者が仕事と家庭生活のバランスをとり、こどもに向き合う余裕を持ち家族が協力し合って子育てを行うことの重要性について啓発を継続していくことが必要です。
- 近年、暴風雨、大雨災害等を始めとする自然災害や、こどもたちが悲惨な事件、事故に巻き込まれる事案が多発し、多くのこどもたちが犠牲となっています。こどもたちが安全に日々を過ごせるよう、防災意識の啓発、交通安全の啓発、犯罪被害からの防備連携等、こどもたちを取り巻くあらゆる危機被害に対する備えが求められています。

<基本方針>

- ①生活環境の整備
- ②仕事と家庭の両立の推進
- ③こどもの安全を確保するための活動の推進

1 生活環境の整備

事業 番号	事業名	内容	令和5年度 事業量・実績	目標事業量	担当課
55	公共建築におけるシックハウス対策	シックハウス症状群の発生を防止し、施設の利用者及び従事者の健康の保持を図るため、建築物の新築・増改築・修繕の際、シックハウス対策を講じた資材等を使用します。	実施	継続	建設課
56	公共施設におけるバリアフリー化推進	高齢者や身体障がい者を含め、全ての人が円滑に利用できる建築物の促進を図るため、新築・増改築・修繕の際、段差の解消・手すりの設置等の整備を行います。	実施	継続	建設課
57	「夏・冬休みの生活」についての広報紙発行	各休み開始前に生徒指導連絡協議会において広報誌を町内回覧用として配布します。	実施	継続	生涯 学習課

2 仕事と家庭の両立の推進

事業 番号	事業名	内容	令和5年度 事業量・実績	目標事業量	担当課
再掲	保育サービスの充実	第6章第1節に定める子育て支援サービスの充実に努めます。	実施	継続	住民 福祉課

3 こどもの安全を確保するための活動の推進

事業番号	事業名	内容	令和5年度 事業量・実績	目標事業量	担当課
58	各学校と警察の連携	交通安全教室、防犯教室を開催します。	実施	継続	生涯学習課
59	防犯パトロール	地域安全協会で、夏季及び年末に町内を巡回して、地域全体の防犯体制の強化を図ります。	実施	実施	総務課
60	防災教育の実施	児童生徒に地震災害等から身体の安全を確保するための必要な知識、技能等の育成を図ります。こども自身が安全な行動がとれるように、地域の防災に貢献できるように、発達段階に応じた防災意識の啓発に努めます。	実施	継続	生涯学習課
61	こぐまクラブの開催	保育所において交通安全指導を園児に実施します。	実施	継続	住民福祉課

第5節 要保護児童等へのきめ細かな取組の推進

<現状と今後の方向性>

- 厚生労働省「福祉行政報告例」によると、児童相談所の児童虐待相談対応件数は年々増加しており、令和4年度は219,170件（速報値）となっています。児童虐待による悲しい事件を防ぐために、こどもの居場所づくりや、子育てネットワークの形成に努めるとともに、虐待が深刻化する前の早期発見・早期対応できるよう、継続的な家庭状況の把握、相談体制の充実に努めていく必要があります。
- ひとり親家庭は、子育てと就業との両立が困難であることや、特に母子家庭においては、就業に必要な知識及び技能を習得する機会や時間が十分になかった人が多く、その場合、心理的・経済的に大きな負担を抱えやすい状況にあると言えます。こどもの生活実態調査で、保護者が「母子世帯」と回答した割合は全体の14.8%となっており、継続してひとり親家庭の支援を充実させていく必要があります。
- 適切な療育・発達支援は、保護者の不安軽減や保育力向上の効果もあいまって、児童のその後の社会生活にとって大きなプラスになると考えられます。そのため、障がいや発達上の不安を早期に発見し、適切な療育・発達支援を受けられる体制づくりに努めます。また、保育所や小中学校では、障がいを持つ児童生徒のニーズに対応できるように受け入れ体制を整備します。

<基本方針>

- ①児童虐待防止対策の推進
- ②ひとり親家庭の自立支援の推進
- ③障がい児支援の充実

1 児童虐待防止対策の推進

事業番号	事業名	内容	令和5年度 事業量・実績	目標事業量	担当課
62	要保護児童対策地域協議会の開催	虐待を受けている児童を始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が児童等に関する情報や考え方を共有し、円滑な連携・協力ができる体制づくりに取り組みます。	「個別ケース検討会議」の開催 年2回	継続	住民福祉課

2 ひとり親家庭等の自立支援の推進

事業番号	事業名	内容	令和5年度 事業量・実績	目標事業量	担当課
63	ひとり親家庭等医療費助成事業	18歳未満の児童を対象とし、入・通院費の自己負担額の全額を助成します。	実施	継続	住民福祉課
64	児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭の18歳未満の児童を養育している父または母や父母にかわってその児童を監護している方に支給しています。	対象世帯数 20世帯	継続	北海道 住民福祉課
65	就学援助制度	経済的な理由により、小中学校への就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、学用品等の購入費を援助します。	対象者数 54名	継続	生涯学習課

3 障がい児支援の充実

事業番号	事業名	内容	令和5年度 事業量・実績	目標事業量	担当課
66	障がい児通所（発達支援・サービス）支援事業	心身に発達の遅れや障がいのある児童に対し、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所を利用し、基本動作の指導や日常生活適応訓練等を実施する費用を助成します。	対象児数 9名	継続	住民福祉課
67	特別児童扶養手当支給事業	精神又は身体に障害のある20歳未満の児童を家庭において養育している父もしくは母、又は父母にかわってその児童を養育している保護者に支給しています。	対象世帯数 7世帯	継続	北海道 住民福祉課

第7章 計画の推進

第1節 計画の推進にあたっての役割分担と連携

本計画における多くの事業は、福祉、保健・医療、教育、雇用、生活環境等の幅広い分野にわたっているため、推進にあたっては、関係各課、関係機関、団体、企業等と連携しながら、地域社会全体の取組として、総合的且つ効果的な推進を図ります。

関係主体それぞれの役割分担は、下記の通りとします。

関係主体	役割
壮瞥町	1. こどもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要なこども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行う。 2. 子ども及びその保護者が、確実にこども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他のこども子育て支援を円滑に利用するために、必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行う。 3. 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、こどもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他のこども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保する。
北海道	法に基づく事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対し、必要な助言及び適切な援助を行う。特に専門性の高い施策及び市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じる。
国	法に基づく事業が適正かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講じる。
事業主	雇用する労働者に係る多様な労働条件と、労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られる雇用環境を整備する。国又は北海道や壮瞥町が講ずるこども・子育て支援へ協力する。
町民 (NPO等含む)	こども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は北海道や壮瞥町が講ずるこども・子育て支援へ協力する。

第2節 計画の進捗管理

本計画の策定に向けて、学識経験者、子育ての当事者や支援者、保育・教育関係者などから構成される「壮瞥町子ども・子育て会議」を設置し、議論を行ってきました。本会議はこども・子育て支援施策の総合的・計画的な推進に関して必要な事項や施策の実施状況を調査審議する場に位置付けられています。そのため、計画策定後も、計画における実施状況や評価については、子ども・子育て会議で審議を行っていきます。

また、本計画の施策・事業の実施にあたっては、国や道など関係機関との情報交換、連携を強化するとともに、今後の社会・経済情勢の変化に的確かつ柔軟に対応しながら、限られた財源の中で必要な施策・事業を、可能な限り着実に推進するよう努めます。

このため、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき、計画の実施状況について定期的な点検を行うとともに、その後の対策については、住民の意見を反映させながら検討を行い、必要に応じて変更等の措置を講じるよう努めていきます。

資料編

壮瞥町子ども・子育て会議設置要綱

平成26年12月15日要綱第23号

改正 令和元年12月2日要綱第23号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、壮瞥町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(任務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

2 子ども・子育て会議は、前項に規定するほか、必要と認める事項について審議し、町長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員8名以内をもつて組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 公共的団体の役員及び職員
- (3) 関係行政機関の役員及び職員
- (4) 民生委員児童委員
- (5) 学識経験者
- (6) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議及び議事)

第6条 子ども・子育て会議が開く会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。ただし、会長が選出されていないときは、町長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、住民福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

壮瞥町子ども・子育て会議委員名簿

氏 名	所属団体	備 考
赤 川 欣 胤	壮瞥中学校長	
清 水 卓	壮瞥小学校長	
成 澤 敏 勇	民生委員児童委員	
金 子 祐 一	民生委員児童委員	
天 野 進 也	壮瞥町 PTA 連合会会長	
松 本 啓 太	子どもの保護者	
柿 崎 幸 恵	認定こども園そうべつ保育所長	
石 田 透	そうべつ子どもセンター児童厚生員	

壮瞥町こども計画策定に至るスケジュール

日 程	内 容
令和6年 7月31日	(仮称) 壮瞥町こども計画策定調査業務委託 契約締結
令和6年 9月24日	こども計画ニーズ調査開始
令和6年10月11日	こども計画ニーズ調査終了
令和6年10月18日	こどもの生活実態調査開始 こども・若者の意識や生活等に関する調査開始
令和6年11月 8日	こどもの生活実態調査終了 こども・若者の意識や生活等に関する調査終了
令和6年11月中旬 ～12月上旬	ニーズ調査、こどもの生活実態調査、こども・若者の意識や生活等に関する調査の結果取りまとめ
令和6年12月26日	第1回壮瞥町子ども・子育て会議開催 町長より壮瞥町こども計画への諮問
令和6年12月下旬 ～令和7年1月下旬	壮瞥町こども計画素案作成
令和7年2月17日	第2回壮瞥町子ども・子育て会議開催 壮瞥町こども計画(案)の修正
令和7年3月25日	第3回壮瞥町子ども・子育て会議開催 壮瞥町こども計画の修正、成案化
令和7年3月27日	壮瞥町こども計画について町長へ答申

